

平成19年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成19年3月7日(水曜日)  
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

◎出席議員(20名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君
19番	荘司光雄君
20番	林国夫君
21番	中西勇夫君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
市助	佐藤昭雄君

総務部長	板東知文君
市民部長	吉田讓君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安田昌彰君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	天野修二君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	秋場勝義君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	谷津敬一君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

12番 矢部正義議員

13番 谷村孝一議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

15番内馬場克康議員。

●15番内馬場克康議員（登壇）平成19年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱1点目は北海道の市町村合併推進構想についてであります。

平成17年4月に施行された合併新法では、地方分権の進展や経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制を確立するため、旧合併特例法に引き続き自主的な市町村合併を推進することになり、道といたしましては国の指針等を踏まえ構想対象市町村の組み合わせ等を示し、推進を図ろうとしておりますが、このことについて以下お伺いをいたします。

その1つは、道の合併推進構想に対する考え方についてでございます。これについての市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、道州制特区と支庁制度改革との関連についてであります。道州制特区推進法に基づく取り組みが、平成19年度から具体的に始まろうとしておりますが、これとあわせ支庁制度の見直しも進められており、これらを考えるときに、市町村合併はあくまでも市町村の住民の意向を踏まえて自主的に判断されるものとの考えが示されてはおりますが、

ある面では道州制、支庁制度の見直しとあわせ進められているような気がいたしますので、これらとの市町村合併の考え方について、お伺いをいたしたいと思っております。

大綱2点目は、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想についてであります。

構想の核となる交流拠点施設ゆ〜りん館については、開館以来、市民をはじめ市内外からも好評を得ており、当初計画よりも入館者も多く順調な経営ということで、大変喜ばしいことと思っております。この構想のさらなる発展を期待して以下お伺いをいたします。

その1つは、里づくり構想の総体計画についてであります。構想の中で中心となる交流拠点施設をはじめ、体験交流館、パークゴルフ場が完成されておりますが、この構想の計画は一通り完成されたことになるのかお伺いをいたします。

2つ目は、交流拠点施設の周辺整備についてであります。まちづくり後期基本計画の中において、公園緑地の適正な管理ということで新規事業として交流拠点施設、周辺環境整備事業として東明公園の整備を計画されておりますが、どのような整備をするのかお伺いをいたします。

3つ目は、東明公園桜園の充実についてであります。里づくり基本構想の中で、桜の名所地として東明公園桜園の充実をうたっておりますが、桜園という言葉はこの構想の中で初めて出てきたわけですが、桜園としたということはあの地区を、桜を中心とした公園にしようという意気込み等があることと思っております。どのようなことを計画されているのか、具体的にお伺いをいたします。

大綱3点目は、市立美唄病院の経営についてであります。市民生活の最重要課題であります地域医療の確保については、今後の地域医療のあり方として市立病院と美唄労災病院の統合による新しい病院づくりについて考え方が示され、具体的な統合に向けた作業が進められておりますし、また市議会におきましても地域医療問題等調査特別委員会の中で議論をしたところであります。統合された新しい病院ができるまでの市立病院の経営については、多額の不良債務を抱え、大きな問題として認識をしておりますので、当面する課題についてお聞きしたいと思います。先の地域医療問題等調査特別委員会の中での話と関係してくる部分が若干あると思いますが、ご了解をいただきたいと思っております。

その1つは、平成18年度の決算見込についてであります。市立病院の経営健全化計画については、平成14年の計画当初より厳しい状況が続いており、第5次健全化計画の達成は難しい状況で今日までできておりますが、毎年度一般会計からの繰入をしながらも累積不良債務はふえるという状況ですが、今年度の決算見込についてお伺いをいたします。

2つ目は、累積不良債務の見込み総額とその処理についてであります。累積不良債務の額とその処理については、特別委員会の中で現在市立病院の抱えている不良債務については新しい病院に引き継ぐような話もありましたが、改めてその処理についてどのように扱うのかお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目は、第5次経営健全化指定継続についてであります。第5次経営健全化の指定については大変厳しい中、地域医療ビジョン

に基づく新しい病院づくりが健全化達成の改善手段として認められ、当面指定と聞いておりましたがどうなったのかお伺いをいたします。

4つ目は、全診療科における医師の確保状況についてであります。全国的に医師不足が起きており、過疎地の自治体病院は医師の確保について大変苦労されていると聞いております。市立病院においても内科医師の確保については大変な努力をされておりますが、その後の全診療科の状況についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

5つ目は産婦人科の診療体制についてであります。平成16年9月から、サテライト病院へ移行されておりますが、当初大学医局に週5日の外来診療を市が希望いたしました。しかし、週3回の外来ということで市民に理解を求めてきております。

出産についてはセンター病院の砂川市立病院が、患者が希望する病院へ紹介をする体制できておりましたが、昨年10月からは外来診療も週2日となっております。このような状況を見ますと、将来は外来診療も無くなってしまふのではとの懸念もされますが、患者等への支障はないのかお伺いをいたします。

6つ目は、療養病床の再編計画についてであります。昨年の医療制度の改革関連法が国会で可決され、その中では特に地方の自治体病院等が抱える療養病床が再編されることとなります。現在市立病院には45床の療養病床がありますが、常に満床状態と聞いております。

新しい病院の形態の中には、一般病棟、障がい者病棟、回復期リハビリテーション病棟

はありますが、療養病床は特に持たないよう  
であります。これらについての考え方をお  
伺いをいたします。

7つ目は、経営改善市民委員会についてで  
あります。平成15年2月、多額の不良債務  
を抱える市立美唄病院の経営健全化に市民の  
意見を反映させ、経営の開示を図るというこ  
とで、市立美唄病院経営健全化改善市民委員  
会を設置させ、市民の視野で健全化計画の進  
捗状況を監視し、さらに経営改善のため具  
体的な提言をしてもらうことが目的であり  
ました。

この委員会の構成メンバーについては、一  
般公募の市民2人を含む学識経験者、各団  
体のメンバー10名で構成されております。  
具体的な提言につきましては時間がかかる  
ということでしたが、この委員会の提言  
等についてはどのようにまとめられ、また、  
健全化に反映されたのか、少々具体的にお  
伺いをいたします。

以下、教育長にお伺いをいたしますが、大  
綱4点目は放課後児童対策事業についてで  
あります。

昼間、保護者が家庭にいない児童の健全  
育成を図ることを目的に、この事業が推  
進されており、市におきましては施設条  
例をもとに運営されておりますが、その  
内容についてお伺いをいたします。

その1つは施設の定員と利用状況につ  
いてであります。市においては東地区、  
中央小学校区、南美唄小学校区の3カ  
所において事業実施をしておりますが、  
その内容として定員と利用状況につ  
いてお伺いをいたします。

2つ目は、受け入れ対象児童の要件につ

てであります。入所に当たっての対象  
要件について、具体的にお聞かせを  
いただきたいと思います。

3つ目は、事業に係る国・道の補助  
についてであります。この事業につ  
きましては国あるいは道の補助があ  
ると思いますので、その補助の内  
容等についてお伺いをいたしたい  
と思います。

4つ目は、3施設以外の必要性につ  
いてお伺いをいたします。現在事業  
を実施している3施設以外の必要  
性についてどのように考えている  
のか、また、現時点で3地区以外  
からの設置要望があるのか、あ  
わせてお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 内馬場議員の質  
問にお答えします。

初めに、北海道の市町村合併推進構  
想について、道の合併推進構想に  
対する考え方についてであります  
が、この中ではおおむね人口規  
模を3万人とするなどの基準に  
より、空知では6つの組み合わせ  
が示され、本市もその1つに入  
っております。

これまで確認しているところでは、  
この構想に対する道の基本的な考  
え方として、「議論の出発点とし  
て活用するものであること」や、  
「地域住民の意向に基づく市町  
村の自主的、主体的な検討の結  
果は最大限尊重すること」が前  
提であるということでありませ  
ぬ。

私は、自治の基本は住民の意思に  
あり、市町村合併の議論に際し  
ては、まずそのことが前提であ  
るという考え方に至っております。

本市は現在「自立と協働」をテー  
マとして、美唄らしい自治の仕  
組みづくりに取り組んで

いるところであり、道の市町村合併構想については市民の皆さんの意思を最大限尊重することを基本に、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、道州制特区と支庁制度改革との関連についてであります。道では地域主権形社会を実現するため、「補完性の原理」に基づいた国と地方の新しい役割分担を基本として、道州制特区、支庁制度改革、市町村合併などを進めようとしております。

市町村合併については、このような流れを踏まえ、住民により近い市町村が、これまで以上に住民に係る行政サービスを主体的に担うことができるよう、その役割を強化する方策の1つであるとされております。

北海道におけるこれらの動きに関しては、市町村の自主性・自立性を尊重するという前提に立ち、道民生活を向上させ、地域を活性化させるという方向で進めることが重要であり、私は今後も北海道に対してこのような考え方を明確に伝えてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想について、構想の総体計画についてであります。核となる交流拠点施設が完成したことから、今後は既存施設の整備を図りながらソフト面を充実させることとし、美唄の持つあらゆる地域資源をそれぞれ有機的に結びつけ、地元の人もよそから訪れる人々も楽しみながらゆっくり滞在でき、美唄のよさを知ってもらい、多くの人々が繰り返し訪れてもらえるよう、魅力ある環境づくりに努め、交流人口の増加や町全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設の周辺整備についてあります。東明公園の池の堤体にある擁壁や防水路のコンクリート部分の老朽化が進んでおり、また堤体下流の花壇がある場所については、水はけが悪く、人が入れない状況となっております。

このことから、堤体等の改修整備と交流や憩いの場としての施設整備を行う予定であり、今後整備に要する費用の財源の確保や具体的な施設の整備内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、東明公園桜園の充実についてあります。東明公園の桜は管内屈指の規模を誇り、開花時期には市内外から多くの人々が訪れ、観賞していただいております。このことから一層の充実を図るため、引き続き「桜の名所としての情報発信」や「桜の木の保存と植樹」等に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院の経営について、平成18年度の決算見込についてあります。収入では今年度の診療報酬改定や制度改正などの影響により、診療収益が当初予算を下回る見込みであります。

一方、支出では退職職員の不補充など、人件費や一般経費の縮減に引き続き努めましたが、収支状況は極めて厳しく、約2億円程度の新たな不良債務が生じる見込みであります。

次に、累積不良債務とその処理についてあります。平成18年度の年度末累積不良債務は約20億2,000万円となる見込みであります。

この累積不良債務の扱いにつきましては、現在策定中のマスタープランに基づく新病院

の収支計画に含めることとなりますが、経営に支障が出ないよう、その対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、第5次経営健全化指定継続についてですが、昨年9月に平成18年度事業の実績見込みを道に提出した際、現在進めている地域医療ビジョンの推進が経営健全化の抜本的改善策であることと、地域医療の確保に向けた取り組みであることを説明し、平成18年度の指定継続に向けて、強く要請してきた結果、今年度も継続される見込みとなっております。

次に、産婦人科の診療体制についてですが、平成16年9月にサテライトに移行して砂川市立病院と北大産婦人科から医師の派遣を受けて週3回の外来診療を行ってまいりましたが、昨年10月からは北大から派遣されてきた出張医の引き上げにより、火・木の週2回の診療となったところであります。

患者に対しましては、今後も保健センターやセンター病院である砂川市立病院との連携を十分に図り、対応してまいりたいと考えております。

次に、療養病床についてですが、療養病床は現在全国で医療型が約25万床、介護型約13万床あります。国は、平成23年度末までに医療型を15万床とし、また介護型を廃止し、あるいは老人保健施設やケアハウス等に転換する方針を打ち出したところであります。

市立病院は、平成14年に医療型として45床を設置し、今年度の1日あたりの平均入院患者数は40人前後となっておりますが、介護によるサービスの対象と考えられる方々が約

90%を占めております。こうしたことから、医療の必要性が低い患者については、施設系サービスを含めた介護サービスの利用を促し、医療の必要性が高い患者については新病院での治療を行うことで考えておりますことから、新病院は療養病床を持たない方向で進めているところであります。

次に、経営改善市民委員会についてですが、市民委員会は平成15年2月の初会合から現在までに13回開催されており、平成16年12月には中間報告書をいただきました。現在、その報告書の中の1例ではございますが、「医療機器の共同利用」など、一部取り組みを行っているところでございます。

市民委員会としては、今日の医師不足や医療制度改革など、医療環境が大きく変化する中、健全化計画の推進に対する助言や提言は非常に難しい状況にあるとの考えから、市が策定した「地域医療ビジョン」の動向を見据えた中で、今後の活動について検討していくという考えが示されましたので、今後は市の取り組み状況について説明や報告を行ってまいりたいと考えております。

なお、全診療科における医師の確保状況については、病院事務局長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 病院事務局長。

●病院事務局長三谷純一君 全診療科における医師の確保状況につきましては、私から答弁させていただきます。

医師の確保状況についてですが、平成19年3月1日現在の各診療科の医師数について申し上げますと、「内科」常勤2人、非常勤1.76人、「療養担当」常勤1人、「小児科」

常勤 2 人、非常勤 0.03 人、「外科」常勤 3 人、「整形外科」常勤 2 人、非常勤 0.02 人、「産婦人科」非常勤 0.2 人、「耳鼻咽喉科」非常勤 0.1 人、「眼科」非常勤 0.15 人となっており、常勤は合計で 10 人、非常勤は合計で 2.44 人で、あわせまして 12.44 人という状況であります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 内馬場議員の質問にお答えをいたします。

初めに、放課後児童施設の定員と利用状況についてであります。現在市内には東小学校に付設している東地区放課後児童施設、児童館で実施しております中央小学校区放課後児童施設、南美唄コミュニティセンターで実施しております南美唄小学校区放課後児童施設の 3 カ所で実施しております。

各施設の利用状況は、平成 19 年 2 月末現在東地区では定員数 60 人に対し入所者数 56 名、中央小学校区は定数 40 名に対し入所者数 49 名、南美唄小学校区は定員 30 名に対し入所者数 23 名となっております。

次に、受け入れ対象児童の要件についてありますが、放課後児童施設は昼間、保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため設置したもので、入所できる児童は両親が共働きの家庭、両親はいるが監督保護に欠ける家庭、父子または母子でその親が働いている家庭の小学校 1 年生から 4 年生までの児童。また、障がい児については 6 年生までとなっております。

次に、放課後児童対策事業に係る、国、道の補助についてであります。この事業を市町村が実施する場合、放課後児童が 10 人以上

であって、開設日数は年 281 日以上が補助の対象要件となっております。補助基準額は、1 施設あたりの入所児童数により算定され、補助基準額の 3 分の 1 ずつを国と道が負担して計 3 分の 2 が補助金として交付されております。また、障がい児を受け入れる施設については別途加算がございます。

次に、放課後児童に係る既存 3 施設以外の必要性についてであります。近年少子化により子どもたちの数は減少傾向にありますが、逆に厳しい経済状況の中で共働きの家庭などがふえております。市内保育所の入所状況から推計しますと、今後 3 地区の放課後児童施設におきましては、4 年生以下の児童については定員を超える応募が予想されるところであります。

子どもたちの安全な場所の確保や、保護者の雇用、就労の安定を図る上からも 3 地区以外でも今後必要性は高まっていくものと考えております。

なお、現在新たな施設設置につきましては、茶志内地区から要望が出されているところでございます。

●議長長岡正勝君 15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員 若干再質問させていただきます。

スポーツ・レクリエーションの里づくり構想については、交流拠点をはじめ、施設的なものについては、一応計画どおり完成したということで、既存施設の整備等を含めて、ソフト面の充実を今後図っていきたいということです。いま中心となりますゆ〜りん館も非常に好評を得ているという段階ですので、1 日も早くソフト面に力を入れていただきました。

いと、このように考えるところでございます。

そこで、スポーツ・レクリエーションの里づくり構想の中の1つとして、東明公園の桜園の充実についてお伺いをいたします。

東明公園につきましては、桜の名所地ということで、札幌以北ということになりますか、空知管内随一といいますか、本当に歴史が深い東明公園の中に桜を植栽されてきたということで、それが非常に評価を得ていまして、桜の時期には市内をはじめ市外からも相当の人方が訪れるという状況が今日まで続いています。

そこで、現在東明公園の桜は大体1,600本程度が成木と聞いておりますが、聞くところによりますとこの大半の木については相当年数を得ているということから「てんぐ巣病」という病気にかかっていると聞いています。そしてこれは何年か前に聞いたのですが、改めてお聞きしますと、この病気は伝染する病気の1つだということで、これは防除が非常に難しいということから、早めに伝染している部分を切り取って焼却をして他の木にうつらないような形を取っていかなければならないというお話でございまして。

それで、市の方では毎年委託料で剪定費をかけながら枝払いをしているようですが、単なる枝払いだけではたぶん近い将来この桜がほとんど無くなってしまわないだろうか。大体全体の6割が「てんぐ巣病」にかかっているということでございまして。

それで数年前ですが、九州のあるところで、桜公園を中心とした大規模な公園があるそうですが、これが「てんぐ巣病」にかかってしまってほとんど絶滅という話も実は聞いてい

ます。

それで、どこの公園だったということはつかみきれなかったのですが、この「てんぐ巣病」については非常に後々に問題を残すということで、これを何とか解消しながら東明公園の桜を守っていくとすれば、計画的に補植するしかないだろうという話も聞いています。

こういうように、近い将来このままでは東明公園の桜が半減するということでございまして、私はこの桜とあわせて以前からお話しているのですが、公園管理のあり方について、何回かお尋ねしています。

美唄には小さな公園、大きな公園たくさんありますが、東側から炭鉱メモリアル公園、我路のファミリー公園、東明公園と大きな公園が市にも3つあるわけですが、この公園についてはその年の予算だとかとなかなか思うような整備計画がはかどらないという考え方からいって、公園管理の基本的な考えをきちんと持って、緑化あるいは公園遊具等々も含めて進めなければ、これは単なる公園といながらも市民にとりましては非常に大きな財産です。そしてこの当初公園をつくるときには相当の投資もしているわけですから、できるだけ財政は苦しいけれども、そういう公園管理について計画的に取り組まなければならないだろうとこのように考えていますので、この点1つお聞きしたいと思います。

次に、市立美唄病院の経営についてお尋ねいたしますが、累積不良債務、この処理についてであります。新しい病院に引き継ぐことを基本に現在策定中のマスタープランに基づいて、新病院の収支計画に含めており、解消を見込んでいられるようなお話ですが、私は単

純に考えて、新しい病院ができ、新たな気持ちを持って、地域医療を守るための病院を経営をするということは、新しい病院も地域医療の中核をなす病院ですから、そういう部分からいけば、新たな気持ちで本当に真剣に取り組んでいかなければ、病院経営というのは非常に厳しいのかなとこのように考えるものですから、いってみれば旧不良債務の持ち込みについては、私は若干疑問を感じるものですから、この辺について果たしてどういう方法があるのかわかりませんが、再度伺したいと思います。

それから医師の確保の状況についてでございます。医師の配置状況についてはただいまお聞きしまして、総体的には患者、来院の患者数に対しての医師の状態ですから、総体的に診療科によっては足りないのでしょうけれども、足りている、足りないとこういうことが言えるのかなという気がいたしますが、1つ事例でお聞きしておきますが、今年の1月、通院による患者が、調子が悪くて、健康診断かどうかわかりませんが、かねて診断を受けた、市立美唄で受けた、こういう事実があります。そして、そのときに腸のカメラをする必要があるとその担当医からお話があった。それで、その担当医と相談の結果、腸カメラの検査日が診断から約2カ月ほどということで3月と。丸2カ月、こういうお話であったとお聞きしてございます。

それで、通常病院における検査は、病状等によりますが、大体診断をしてこういう検査をしなければいけないよという、病状の進行状況にもよるでしょうけれども、大抵1週間から2週間ぐらいの中で検査が実施される

というのが通常でないだろうかと聞いています。

このように、検査に2カ月もかかるということになりますと、この人は血液検査等を先にやっているから、悪性、良性という話は、悪性ではなくて良性だったということでしょうけれども、例えば検査が2カ月もかかるとして、その病気が悪性のものであったとすると、場合によっては病状が進行して、命にも影響がかかってくるようなことにもなりかねないのではないかと考えるところです。

このような状況は、例えば市立病院の場合、出張医の先生方もおりますから、同じ先生に診てもらう、診てもらった先生に検査をしてもらうということが通常なのかどうかわかりませんが、このようなことになりますと、聞き方によっては検査ができない病院というふうな取られ方もするのではないかと、こういう危険性もございます。

せっかくいま、どこへ行ってもやっぱり市立病院がいいということで、市立病院にせっかくおいでになっている患者さんですから、そういうものについてもきめ細かな対応をして、患者離れの起きないような対応をきちんとしておく必要があるのではないかと、このように考えるわけです。

私が心配するのは、いま新しい病院ができると言いながらも、一旦いろいろな意味で、砂川、岩見沢方面へ流れていった患者が、新しい病院ができたからといって、すぐその患者が帰ってきてくれると、こういう形にはならないのではないかとということを考えるならば、1人ひとりの患者に対してきめ細かな対応をしておくことが今後の病院に向けて必要

なことではないか、このように考えるもの  
すから、この点についてお伺いをしておき  
たいと思います。

次に、産婦人科の診療体制についてでござ  
いますが、サテライト移行後の市民の苦情に  
ついて、昨年質問の中でもお聞きしてござ  
いますが、ご答弁の中ではそんなに市民苦情  
はないという話しでもってお聞きしています。

しかしながら、私どもの地域の中では、や  
っぱり婦人科がないという話、それから脳外  
科がないという話は非常に切迫した問題だ  
ということで、随分お話がございます。いまこ  
こで市立病院に対して余り苦情がないとい  
うことは、病院の方も経営は大変だからな  
かなかどうにもならないのかなという部分  
で言わないのかどうかわかりませんが、い  
ずれにしても我々にはやっぱり婦人科が  
ないという心配だという話は聞いている  
ところでございます。

例えば、その中でいろいろな話をしてい  
くと、これから家を建てるにしても、今  
後の生活、老後を考えると医療体制が  
整ったところで住居を構えることが必  
要だということからいって、婦人科  
なり脳外科がないとするならば、美  
唄に家を建てたくても、なかなかこ  
こも考えなくてはならないという話  
が出てきたり、それからもう1つは  
つい最近あったのですが、美唄  
からよその市町村にお嫁に行  
っていると、そして実際に初めて  
子どもを生む方ですが、その場  
合に心配もあって、親のもとへ  
帰ってきて出産をしたいと、こ  
ういうお話もございます。しか  
しながら、美唄に産婦人科が  
ないということからいって、美  
唄ではお産ができないというこ  
とですから、親のところへ帰  
ってきてても、これも心配の種  
の1

つということ、非常に親のそばで  
出産をしたい、しかしながら  
出産できる病院がないとい  
うことで、これも1つの、市民  
にとっては1つの例ですが、  
心配の種ではないか、この  
ような話がいろいろございま  
す。

そこで、これらを含めて改めてお聞き  
しますが、特別委員会の中  
でも新しい病院の診療科  
については、17診療科を  
想定しておりますが、いま  
前段申し上げました、  
市民が一番切望している  
産婦人科、脳神経外科に  
ついては、現在全国的に  
婦人科の医者も少ない、  
脳外科の医者も少ない  
と聞いておりますが、  
市民の多くは新しい病  
院ができることによって、  
まず一番心配して一番  
身近な問題としての  
産婦人科、脳神経外科  
ができるものと期待を  
しております。

全国的に医者も少ない  
という中から医師の  
確保については非常に  
難しい部分もあるか  
と思っておりますが、  
この確保については  
最大の努力をして  
いただきたいと思います  
ので、この辺もあ  
わせてお伺いをして  
おきます。

それから、療養病床の  
再編についてであり  
ますが、医療の必要  
性が低い、社会的入  
院といわれる患者を  
基本的には在宅へ移  
行しようとするもの  
であります。これは  
廃止病床を介護老  
人保健施設等へ転換  
しながら、医療の  
必要性の高い方のみ  
を療養病床でみると  
の考え方であります  
が、療養病床に  
いる患者のほとん  
どは高齢者であり、  
また寝たきりの状  
態であり、認知症  
を持ち、介護度で  
いえば4から5とい  
う重度の方が非常  
に多いと。あわせ  
てお年寄りです  
から、当然急性期  
的医療は必要ない  
としても、慢性  
期の慢性疾病とい  
うものを非常に  
持っている人が、  
高齢者です

多いわけでございます。

今日、少子高齢化ということで、現在の家庭環境の中では、在宅介護といいながらも、年寄りが年寄りを看ると、こういう時代ですから、なかなかこれは非常に難しいと。ある部分で考えていくと、その家庭の崩壊にもつながってくるのではないかと、このようにも言われています。

このように、介護難民を現実に見ているわけですし、新聞等にも載るわけでございますが、これらはこれらとして国の制度が変わったとしても、市長は3万人の市民を預かる市長ですから、こういうものに対して、政策的に、いろいろな部分でこうあってはならないようなことを考えていかなければならない、このように考えているところでございます。

したがって、市長としてどのようにお考えになっているか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、放課後児童対策の事業についてでございますが、受け入れ対象児童の要件については美唄市の場合、入所要件として小学校1年生から4年生までの児童と、障がい児については小学6年生までの受け入れとなっておりますが、厚生労働省においては閣議決定に基づく課長通達ということで、仕事と子育ての要支援策についてということで、平成13年12月20日付けで、それまで原則として、小学校低学年とされていた放課後児童を小学4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう通知しております。これは教育委員会もご存知だと思います。

このようなことを受け止めるとするならば、今後どのような受け入れ体制をとられてい

うとしているのか、ただいま申し上げたようなことも考えながら、入所要件の拡充とあわせてお伺いしたいと思えます。

それから、同じく児童保育、学童保育の関係です。3地区以外の必要性についてでございますが、現在事業実施をしている3地区につきましても、定員を超える応募があるという部分もありますし、今後の予想としても定員をたぶん超えるであろうというお話もございます。それで、また茶志内地区においては先ほどお話がございましたが、放課後児童施設の設置について保護者から要望が出されているとのお話がございました。

そこで、この地域については今年度4月に新入学される子どもがいる家庭があると聞いているところでございます。したがっていま茶志内地区にはその施設はないわけですから、今年4月にさしあたり必要とする子どもがいるとするならば、これらについて何らかの措置を考えなければならぬだろうと、このように考えています。これを考えなければ、共稼ぎ家庭ですから、学童保育ができないとなれば、共稼ぎができないということで、家庭的にも大変な状況につながるのではないかとこのように危惧されますので、この辺については、それこそこの新入学児童については、いま言ったようなことでもって4月1日からの問題ですから、どうされるのかこの辺をお伺いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の質問にお答えします。

初めに、東明公園の桜についてであります。東明公園は本市の貴重な観光資源であり

ますことから、桜の保全管理や補植などに努めてきたところでありますが、今後におきましても、来られた方に楽しんでいただける施設として、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

公園緑地の管理や遊具の整備につきましては、公園維持管理事業や緑化管理推進事業を予定しており、さらに今後策定する緑の基本計画にも位置付けしてまいりたいと考えております。

次に、累積不良債務の処理についてですが、現在マスタープランに基づく新病院の収支計画を策定しておりますが、病院事業会計の取り扱いで、現在の市立病院の不良債務が新病院経営の支障とならないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、診療における検査についてですが、診療における検査日程の決定については、医師が診療の中で判断し、患者への説明と話し合いのもと決めておりますが、緊急性のある検査につきましては、速やかに対応しているところでございます。

次に、医師の確保についてですが、市民ニーズの高い産婦人科及び脳神経外科につきましては、全国的に医師不足のため、非常に難しい状況ではありますが、引き続き医師の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、療養病床についてですが、介護の必要性の高い重度の方々については、特別養護老人ホームなどで優先入所の対応がされるルールがあることから、市内にある2施設90床の特養の受け皿とあわせて、管内の他の施設への受け入れの要請など必要な方策を

とってまいりたいと考えております。また、認知症の患者についてはグループホームや認知症専用病床の活用により対応を図り、軽度の方については在宅に戻れるよう支援体制を確保してまいりたいと考えております。

なお、入院患者のそれぞれの状態に即して、施設入所、在宅支援の両面から適切な介護マネジメントが図られるよう、市の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の協力により対応する考えであります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答えを申し上げます。

放課後児童施設小学4年生以上の受け入れ拡充についてでございますが、放課後児童施設は児童福祉法に基づきまして、おおむね10歳未満となっておりますが、本市におきましては学年で申し上げまして小学4年生まで受け入れ対象としているところでございます。

近年、入所希望者は増加の傾向にありまして、今後施設を設置しておりますこの3地区の小学4年生以下の児童につきましても、今後定員をはるかに超える応募が予想をされる、ということから現時点での限られたスペースや指導体制の中では高学年の受け入れは難しいものと、このように考えております。

また次に、茶志内地区についてでございますが、この地域につきましては放課後児童施設がないことから、地域での受け入れ体制につきまして、保育園や地域の方々とこれまで協議を重ねてきたところでございますが、子どもたちの安全の確保の面からも、整備しなければならない課題もいろいろあることから、今後も継続して協議を行っていくこととして

おります。

このため、茶志内地区の対象児童につきましては、当面中央小学校区の放課後児童施設で対応してまいりたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 15 番内馬場克康議員。

●15 番内馬場克康議員 2 点ほどお聞かせいただきたいと思ひます。

1 つは、東明公園の桜木でございますが、美唄市の公園管理については総体的に遅れていると考えてございます。お聞きいたしますと、都市計画課においてだろうと思ひますが、公園管理という形で緑の基本計画策定ということで実はいろいろなお話の経過からいって取り組んでいると聞いてございますが、この計画をつくるに当たりまして、市の財政も非常に厳しいということから、なかなか予算化がされないという悩みもあるように聞いてございます。

この公園等の管理については、先ほども申し上げましたように、市民の大きな財産でございます。したがって、将来を見据えた取り組みが必要だということで、これは緑の計画等については全庁的な協議が必要であろうとこのように考えてございますので、早い機会にこのような方向でもって検討いたしたいとこのように思ひますので、再度お伺いしておきます。

それから、学童保育についてでございますが、現在の3施設につきましては、児童がたくさんいる地域ということで市街地、それから三井ということで承知をしてございます。

したがって、小規模人数の学校区域ということで、本町と三井地区以外にはないわけで

ですが、たまたま茶志内から要望があるということで、こういうことからいくと、子ども方については大規模校、小規模校であろうと子どもが住んでいる少ない、多い地区であろうと、やはりある部分でいけば子どもたちが公平に平等に扱われることが必要ではないかと思ひます。それらは、子どもを危険から守る意味合いからいっても当然なことだろうとこのように思ひます。

いま、子どもが非常に少ない時代ということで、茶志内の方へ行けば、児童は本当に貴重な存在という形で、その地域にとっては宝物だというお話もございました。まして、先ほども申し上げました子どもを危険から守るという意味合いにおいても、学童保育というものについてはある程度充実をしてきておかなければいけないこのように考えてございます。

国においてはこの事業の、聞くところによりますと、施設の整備のための予算措置も打ち出していると聞いてございます。施設整備をするに当たりましては新たな施設をつくるということになれば、それ相当のお金もかかってくるという部分では大変でないかこのように考えますので、私は地域にある学校施設の空き教室というものを、最大に利用すべきだと。地域の中にある学校という部分でいけば、やはり一番貴重な部分で住民にも大事にされる施設でございますから、そういう面からいって、空き教室の積極利用ということを考えてございますので、この点についても改めてお伺いをしたいと思ひます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の質問にお答

えします。

緑の基本計画につきましては、緑地の整備及び保全、都市の緑化を推進する計画であり、策定に当たりましては市の財政事情から外部委託をしない方向で庁内議論を行って、策定をしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員のご質問にお答え申し上げます。

放課後児童対策にかかわります学校の空き教室等の積極利用についてでございますが、今年度、文部科学省と厚生労働省は、総合的な放課後対策として実施をいたします「放課後子どもプラン」を創設いたしました。

この事業は、放課後の子どもが安全で健やかに活動できる場所を確保し、地域の方々の協力を得て、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを行うほか、保護者が共働き家庭など、昼間家庭にいない児童に対しまして適切な遊びや生活の場を提供するなど、一体的に子どもたちの健全育成を図る目的で、全国の小学校区に展開される事業内容となっております。

さらに、このプランでは基本的には学校の余裕教室を積極的に活用するということになっておりますことから、本市におきましても学校や地域などと、この事業の可能性について協議を進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員（登壇） 平成 19 年第 1 回定例会に当たり、大綱 5 点について市長にお伺いしたいと思います。

まず、大綱の 1 点目、道の食品認証につい

てであります。その 1 として、類似制度と差別化について伺います。

道産原料を使った高品質の加工食品、北海道が認証を与える道産食品独自認定制度が企業の努力と PR 作戦で軌道にのってきたとのことでもあります。

この制度は、優れた道産食品をブランドとして広く全国に売り込むため 2004 年からスタートし、認証された場合、商品に唇マークをかたどった「きらりっぷ」マーク、この表示ができるもので、あるデパートではこの商品の売り場を設けたところ、同様品の中でも道の認証マークをつけた商品が大人気となったことから、申請が徐々にふえて、創設された当時 12 品だったものが現在はハム、日本酒など 75 品から 100 品になるとのことです。

そこで、本市でも知名度の高い焼き鳥が育っているわけでもあります。工夫とアイデアにこだわりを持つことにより、類似品との差別化が図られ、高収益につながるものと思っております。道の食品生活課の指導や行政の地域づくりをもとに民間活力を引き出す施策が本市でも必要と思うが、市長の見解をお伺いするものであります。

また、ほかの制度では、加工食品を対象にした道産食品登録制度や、札幌商工会議所が行っている認定制度があるとのことでもあります。これらの認定を受けた事業者からは、製造過程のチェックポイント、これが明確になって、社員の品質管理の認識が上がった。また、商品に対する愛着心、自信を持って売る意識が育った。生産にかかわるものとして一番大事な部分が増設されているというメリッ

トもあると言われております。これらについてもお伺いするものであります。

次に、BDF、菜種栽培についてであります。地球温暖化防止に対応して、軽油代替燃料のバイオディーゼル燃料、要するにBDFであります。廃植物油から製造したり、農家が栽培した菜種を原料にBDFを製造する取り組みが、恵庭市や更別などで進められております。

更別村ではこのBDFを廃植物油から製造する廃棄処理業者は、不足に対する廃棄植物に加え、菜種を活用することでBDFの原料を多様化し、事業規模の拡大につなげると、このように言っております。平成19年度には、この会社は道内最大の製造を持つ工場を国の補助金を活用して建設するとしております。年間750トンのBDFこの製造、一般業に軽油よりも安価で販売するか、食用油として300トンも製造し、特産品としてホテルや食堂などに購入してもらい、用済みの廃油を回収し、BDFの原料にする仕組みを取り入れると、このようにしております。また、原料の菜種は、更別町では農家約10戸に委託をし、菜種栽培農家として、農家に対して、農業機械の燃料用として提供するとしております。

そこで、当市も第一次産業が農業の観点から、転作田が多く見られるわけであります。これらの土地を利用しBDF向けの菜種を栽培することができないかどうか、これは新たな農産物の育成や、水稻以外に特産品の開発など、さらには地域経済の活性化にもつながるものと思うが、市長の考えをお伺いするものであります。

次に、大綱2点目、防災行政についてであ

ります。

その1として、災害時、地震、津波などにより道路・水道・電気・通信網などのライフラインが崩壊した場合、市民がどのように考え行動するべきかなど、災害対策に対する考え方の周知を、市はどのように行おうとしているのかお伺いするものであります。

昨年末の千島列島沖地震では、避難勧告や避難指示の対象者が13万3,000人のうち、実際に避難した人々は全体の13%で、1万7,300人になったようでございます。

その原因は何か。地震の規模が小さく、ゆれが少なかったこと。また、寒さが厳しい。避難所がどこかわからないということですが、総務省消防庁の調べでは市民は役所や消防署ですべて対処してくれる、このように思っているわけであります。また、特に若い世代の3分の2はこのことに対して余り関心を持っていない。また、道東方面の人々は、地震に対して慣れがあつて、避難指示に対してまたかという思いがあり、地震震源地に近い釧路市では、避難指示が出た場合地域の人たち2万2,000人、この中で実際に非難した人は300人というデータが発表されております。

阪神淡路大震災と同じレベルの大地震が起きないという保証はないわけであります。市民に対し、避難体制のマニュアル、防災グッズ、地震に対する対処、心がけなど情報を周知する必要があると思っておりますが、市長の考えをお伺いするものであります。

その2として、公の避難所と災害時の設備調達についてであります。

最近の調査で大地震の発生時に市民が避難

する避難所建物の70%が耐震化されていないと、その安全面が問題であるということが判明したわけであります。

その状況は、道内市町村指定避難所9,490カ所のうち、屋内が5,820カ所、約65%。また、これに3,780カ所が耐震化されていないと、屋外施設3,670カ所のうち70%に当たる2,930カ所、主に公園などの安全性を考えたところでありますが、これらにも障害物等があるということで、避難民の誘導に対してはまた標識が全然設置されていないとこのようなことが多いわけであります。

また、暖房設備に関しても96%の施設で備えているが、その93%、ほとんどですが施設に自家発電がない。停電で暖房あるいはあかりが使えない状況にある。

また、水洗トイレについては断水状態では使用することができない。また、公園等においても冬場は積雪で使用することができない、このようになっております。

ほとんどの施設が冬季の避難を想定していないというふうで、当市の実態はいまどのような状況になっていますか。私も2年前に防災について質問をしております。どのくらい改善や安心、安全が整ったか伺うものであります。

また、設備の調達面ではどのような施策をとっておられるのか。災害時現場での処置も大切であると思いますが、避難所には特に子ども、高齢者が避難していることを忘れない施策もとることが大事だと思いますが、この考え方をお伺いするものであります。

その3として、災害時の防災体制と日常含む救急体制についてお伺いいたします。

災害時はさまざまなところに思いがけない障害があると言われております。これも1月13日、千島沖地震で警報が発令に伴い、避難箇所周辺の踏切では3カ所が3時間以上遮断機が下がったままだったと。住民が非難する際、この遮断機下がっているために大きな影響が与えられたと、このように伝えております。

このことについては、想定外であったとこのように言われておりますが、当市も避難住民に影響があるところに踏切がある状況を考えることから、想定にいれておくべきことと考えるわけでありますが、さて、そのような状況の中で、災害時における当市の消防、防災マニュアル、市立病院マニュアル、老健施設、障害者福祉施設など、どのような体制になっておられるか伺うものであります。

特に、お話によりますと、恵風園では夜間になると建物管理及び入所者の見回りで2人では手が回らなくなり、非常時が大変危惧している、このように言われております。これら防災に対する体制、災害時も含めた中での考え方を伺うものであります。

次に、大綱3点目、雇用創出と対策についてであります。

その1として、企業の助成支援と格差解消についてであります。東京、大阪方面を中心に、雇用が好転している一方、北海道や東北などでは雇用環境が改善されず、地域間の格差が広がっている状況にあります。

道内の2006年度の有効求人倍率は0.61倍で、10人に6人の求人しかない状況であります。これも青森、東北方面では同様な状況だと言われております。一方、愛知県、これら

では1.91倍、要するに人手不足が続いている、夢のような話があります。

雇用の改善でおくれている地域は、公共工事への依存性が高く、産業基盤が弱いことから景気が回復してきても、地域経済の底上げや雇用増につながらない状況であります。

このため厚生労働省では、雇用情勢の改善が遅れている地域で、事業所の開設や事業の拡大による新たな人を雇用した企業に対しましては、投資額に応じて年30万円から1,250万円までの3年間の助成をすると聞いております。

また、北海道の雇用対策に関する予算案では、若年就職支援事業として3,800万円、新規学卒職対策として8,900万円、通年四季労働者対策として3,200万円を盛り込み、雇用の創出に向けた支援をしようとしております。

依然として、北海道の景気は全国に比べ遅れており、依然として厳しい状況にありますが、雇用創出基本計画によりましては、2003年、2004年で5万2,000人を雇用されたと、回復しているのではないかという報道もありますが、そこで美唄市における雇用に対する助成制度とその内容、あるいは雇用の状況について伺います。

その2として、雇用創出に対する具体策についてであります。雇用の創出はこの時代、これまでの公共事業から物づくり製造業を重視していく必要があるわけでありまして。特に、地場産業の振興と新産業の誘致が、これに対する波及効果が大きいと思われております。また、北海道の特産の魚介類、畜産類、地域資源を活用した食品加工、食や観光のブランド化、これを図ることで雇用の創出につな

っていくのではないのでしょうか。

そこでお聞きいたしますが、美唄市の雇用創出について、具体的な方策をどのように考えているのか、伺います。

大綱4点目、人口減少過疎地について伺います。

その1として、道内の集落の衰退についてであります。報道によりますと、山間の活性化のできない地域や産業構造の変化などにより、人口の減や高齢化などで人が集まらなくなる過疎地はいま全国で6万2,271集落、北海道は約4,000集落があると聞いております。また、今後においてももっと人が住まなくなる、消滅状態となる恐れのある集落は、全国で2,641集落、北海道は210集落、このように予想されております。また、いずれ消滅する集落、道内でも186集落。特に道内では10年以内に消滅する地域は22集落があると報じられております。

これは、国土交通省の調査で明らかになったわけでありまして、7年前の調査から今回の調査、この7年間にすでに109の集落がもうすでに消滅していると、このように言われております。特に、北海道・東北でも高齢化が進み、農漁村ではこの前兆があるとされております。

当市も例として、盤の沢地区、我路地区、地区名を申し上げて、申し訳ございませんが、まちづくりプランや過疎計画の中でこの先どのように取り組まれていくのか、いずれにしても過疎衰退については歯止めが利かないわけでありまして。これらの考え方について伺うものであります。

その2として、過疎対策と集合住宅につい

てであります。新年度、農業地帯の拠点に集合住宅を備え、農閑期に冬季間、周辺の点在する農家が集まって住み、また本州から夏季間の滞在者を受け入れる、冬季集住夏季滞在モデルの実証に取り組むことを開発局では発表したわけであります。

厳しい農村の冬を集合住宅に住み、過疎化に歯止めをかけ、また夏は本州からの移住促進を図り、農業の体験を通して将来農業を生み出す人に土地の賃貸、あるいは定住してもらおうという狙いがあるわけであります。

これは、地域に使われていない会館など、アパートの形態にし、改造して行うようであります。全道の30地域の農家は調査に対し、作業のない冬は楽しみもなく、まちで暮らしたい、この声が大半であります。また、本州では3,000人を対象に調査をしたところ、涼しい夏だけ北海道で過ごしたいという声が多く寄せられている。

これは、道内の農村地は市街地より離れており、集落が点在し、高齢化が進む中、冬場の買い物が大変である、また、病院へ通院するなど生活の維持が大変ということが一番の理由と聞いております。

当市においてもグリーン・ツーリズム等の施策もありますが、自分達も生活維持に利用する、これらの考え方についてお伺いするものであります。

その3として、定住情報窓口の開設についてお伺いするものであります。近隣のまちでは、まちづくり企画広報課に定住対策窓口を設置してアパートや一戸建ての情報を提供したり、生活の情報、まちの魅力の紹介、これらを行うほか、将来はスポーツ、娯楽、役所

などの情報を、パソコンなどホームページを使えない人にも窓口で情報を提供して定住の促進を図り、宅地の販売等にも力を入れている、このように報じられております。

この窓口開設により、民間企業、商工会、町外からの通勤者などが、まちの情報不足を補うことができ、また、多くの人に知らせることにより、借家、アパートに住んでもらえる。ひいては町内商工会、役所の窓口をまち全体で過疎化対策の一環として定住希望者や相談、家主、宅地などの販売に立ち会うとし、橋渡しをしながらあわせて町に住む町営住宅や土地開発公社などの土地の活用をしてもらい、町外の人に定住を促進していくような考えであります。

人口が減る中で、1人でも多くの人に住んでもらえる対策として、こんな考え方も必要と思いますが、市長の考え方をお伺いするものであります。

その4として、道内観光ランキングと美唄の知名度についてであります。ご存知のように、道内観光のランキングと美唄の知名度については「北海道じゃらん」これはご存知のように観光案内版のベストセラーの情報誌としていまそのまちの差別化、意識が変わるとさえいわれている町の活性化情報誌であります。

その「じゃらん」が、昨年12月号に実施した、公共温泉満足度アンケート調査の結果が先日3月号で発表されたところであります。人気度・リピート度・満足度が公表され、今回ゆ〜りん館はそれらのベストテンの中で日帰りでは全道2位、宿泊では全道4位、リピートでは全道3位とそれぞれ上位を占めてお

るわけであります。

美唄市として、観光と交流の拠点の戦略が良いほうにいったのが評価されたのかなど、このように思っております。

しかし、残念ながら、満足度ではベストテンに入っていないわけであります。この満足度というのは、「泉質」「自然環境」、特に「食べ物」これらが上位に入らなければ満足度が上位に入らないと、アンケートがなっております。せっかく努力してまた来てみるか、この評価を得たわけであれば、食べ物もいまひとつ、工夫をすべきと思いますが、その辺についてどう思いますか、お伺いします。

また、来月オープン以来入館者が100万人を突破するという事は、多くの利用者から支持を受けていると考えるわけであります。さらに、このような情報誌で評価され、知名度が上がることにより、美唄を訪れる人々が多くなれば、まちづくりの点でも活性化が図れると思っておりますが、これらについて市長にお伺いするものであります。

次に、大綱5点目、少子化の現況と対策の流れについてであります。

その1として、出生率低下と社会背景についてであります。これについては国も道も社会全体で考える大事な問題であり、報道もこの数年にわたり、これらの特集を組んで報道しているわけであります。

そこで、国としても1990年度から少子化対策に取り組み、多額の予算を投じて政策を展開してきているわけでありますが、合計特殊出生率の低下に歯止めが利かず、効果が出ていない。また、医師の不足が深刻で、産科、小児科、この維持が大変。不妊時治療制度を

行っているものの効果が全然上がっていない、こういう実態であります。

最近の厚生労働省のデータによると、人口減少が到来したと。平成17年の合計特殊出生率は、国勢調査確定後に修正がされたが1.26%、前年より0.03%下回り過去最低となったわけであります。また、総人口も前年を下回り、日本の人口は減少の局面に入ったと、このように言われております。

背景なものの改善策は、さまざまな社会の変化に対し、十分追いついていない。1として、働き方の見直しに関する取り組みが進んでいない。子育て時期の30代の男性は、4人に1人が60時間以上の就業して、子どもに接する時間がない。そのため、その負担は女性に集中している。2として、子育て支援サービスが十分に行き渡っていない。地域協同機能が失われ、身近なところに相談相手がいない。保育所を利用していない家庭では子育ての負担が増大している。3つとして、若者が社会的に自立することが難しい社会経済である。若者の失業率が高く、厳しい状況が続いている。フリーターなど雇用の不安定な若者が経済的に自立できず、家庭を築くことが難しいとこのように指摘されております。これらにも考えがあれば伺うものであります。

その2として、少子化対策の大綱についてであります。

少子化対策、地方法に基づき、少子化の流れを変えるために総合的指針として、少子化対策大綱が国によって策定されたわけであります。4つの重点課題としては、若者の自立とたくましい子どもの育ち。2つとして、仕事と家庭の両立を支援し、働き方の見直しを

する。3つとして命の大切や家庭の役割等についてであります。4つとして子育ての新たな支え合いと連携などが言われております。

これは、大綱に掲げる重点施策の具体的実施が閣議決議されておりますが、中身についてはまだまだたくさんあるわけでございます。当市の少子化対策において、整合性とどのように今後図られるのかお伺いするものであります。

つぎに、その3として医師不足による人命の危機についてお伺いするものであります。

最近では、医師の地域減少が顕著となり、都市部と地方に大きな隔たりが起きております。地方においても医師不足の解消には、国や道による調整が必要と考えている病院が6割以上となっております。もはや1医療機関で医師不足を解消できない状況となっているわけでありませう。

道による調査結果では、医師不足の原因70%が地域の偏在、66%が臨床研修医療制度の影響と回答しております。また、この医師不足を解消する対策としては、道、国による調整が必要だとこのように言われております。地方研修の義務付けが41%、診療報酬の改定が32%、いろいろとありますが、医師不足の解消に向けた道の調整は余り結果が上がっていない、このような影響だといわれております。

また、先ほど同僚議員も実例を申し上げておりますが、先般羽幌町の妊婦が出産時に医療が整っていない地元で出産をしたわけでありませう。自らも一時は危篤状態に陥りながら、200キロ離れた札幌の病院まで6時間もかけて搬送され、幸い母親の一命は取り留めたと、このような報道を耳にしております。安心し

て子どもも生めない医療体制では、少子化対策も私は絵に書いたもちのように思えてならないわけでありませう。

当市においても、産婦人科は週2回外来診療になり、羽幌とは若干条件が違ふと思ひますが、地元で子どもを生むことができないわけでありませう。中には子どもを生むなら産婦人科のあるまちへ移住を考えている、このような人もいと伺っております。これについて考えがあれば伺ひするものであります。

次に、その4として育児の不安解消の戸別訪問についてお伺いするものであります。

この課題については、美唄市も行っていると思ひわけでありませうが、よくわかりませうが、札幌・旭川では本年度から新生児のいる家庭を保健師などが訪問指導し、全戸訪れて育児相談を行う、これは子育てに悩む母親の孤立化を防ぐことを目的としているわけでありませう。

両市では、いままでは新生児が妊産婦の訪問指導として第一子に対して行ったわけでありませうが、核家族化で増した育児、これらの負担や不安の軽減、児童の虐待防止、このために実施するとしているわけでありませう。少子化対策では、負担が重くなる、第二子以降こそ配慮が必要でないだろうかとのように言われております。また、訪問で早期に接点を持つことにより、虐待などを起こす前に防げると、このようにしてあります。

道内では北見、来年度から室蘭市も総合的な視点を検討すると、また帯広においても独自制度ではじめようとしてありますが、当市の子育ての視点の観点から、どのような施策を検討されているかについて伺ひするものであります。

ます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 古関議員の質問にお答えします。

初めに、道の食品認証について、道の認証制度についてであります。道の「道産食品独自認証制度」については、この認証を受けることで安全で高品質の加工食品であると評価され、このことが売上に結びつき、しかも認証制度の取得に取り組むことで販売面や生産管理上からも大きなメリットがあると承知しております。

この制度は、対象となる商品がいまのところ乳製品や肉の加工品、味噌、そば等 11 品種で、事業者自らが申請する制度であることから、市といたしましては事業者に対して、この制度の周知や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、バイオディーゼル燃料向けの菜種栽培についてであります。道内の取り組みとしては、更別村の廃棄物処理業者が十勝管内で栽培された菜種を原料として、バイオディーゼル燃料や食用油を製造するとの新聞報道があったことも承知しております。

この原料となる菜種を本市で栽培することにつきましては、収量性や販売価格などの採算性等不明な点もあることから、今後調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、防災行政について、避難体制など市民の周知についてであります。被害を最小限にするためには、市民自らが災害に対する知識、例えば家具を固定したり、非常持ち出し品や備蓄の準備をするなど、日頃から何をすべきかということを考えておくことが非常

に重要であると考えております。

大規模な地震などが起こった場合、ライフラインの寸断等により道路・水道・電気など多くの障害が発生し、市民生活に多大な被害を及ぼすものと考えられることから、市は関係機関等から正確な情報収集を行い、市民に対し広報車、街頭放送、市のホームページ等でその情報伝達や指示を行うほか、要所に職員を配置するなど、安全かつスムーズに避難、救援ができるよう対応することとしております。

また、市では広報紙で防災特集を組むなどし、地震等災害に対処するための考え方や避難施設の情報などを市民の方々にお伝えしているところでございます。

今年度においては地域防災計画の見直しや、自主防災組織の設立促進を行うとともに、広報や市のホームページほか、出前講座など多くの機会を通じ市民の皆さん方に対する広報活動に努めてまいります。

次に、公の避難所と災害時の設備調査についてであります。本市の避難場所は地区別避難場所として小中学校や地域福祉会館など 54 カ所、広域避難場所として公園や小中学校の校庭など 24 カ所を指定しております。

避難場所の耐震化につきましては、54 カ所中 29 カ所が、新耐震基準前の昭和 56 年以前の建物で、耐震診断や耐震改修が必要と思われる状況であります。それを実施するに当たっては多額な費用がかかることから、今後検討してまいりたいと考えております。

また、避難場所においては、すべて暖房設備は備えておりますが、停電時には使用することができないことから、市で備蓄している

非常用発電機で対応するほか、外部からの調達において対処してまいりたいと考えております。

なお、電源のほか簡易トイレや照明などの資機材についても、災害時応援協定を締結しております各機関との連携により、対応してまいりたいと考えております。

また、子どもや高齢者・障がい者など災害時要援護者に対しましては、地域やボランティア及び関係機関と連携しながらサポートする人員を配置するなど対応してまいりたいと考えております。

次に、防災体制と災害時における救急体制についてであります。災害時には不測の事態が起こると考えられ、さまざまな事態に対応できるよう取り組まなければならないものと考えております。各施設の防災体制につきましては、各施設の管理者において義務付けられている、消防計画に基づきまして、火災や地震への対応を定め、避難訓練などを行っているところであります。市の防災計画に従い、各施設の避難体制を基準に、人手が足りないところについては応援のための人材や資機材を配備するなどの対応が必要であるとと考えております。

いずれにいたしましても、災害が発生した場合においては、関係機関や地域住民との協力体制をもって、被害が最小限となるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、雇用創出と対策について、雇用対策についてであります。市といたしましては、雇用の創出に対しての助成制度や、経営の安定・振興を図るための融資制度の実施のほか、産業構造の高度化等に対応し得る人材の養成

を図るための助成及び求職者や新規学卒者が就業の場を広げるための技能取得に対しての助成などを行っております。

また、新たな雇用創出に向け、企業誘致に積極的に取り組むとともに、今後は産業間の横断的な連携・協力のもと、地域資源を活用して域内循環を高め、産業・雇用興しにつなげてまいりたいと考えております。

次に、過疎対策についてであります。日本全体の人口が減少局面に入ったと言われる中、過疎地域においては社会減とともに自然減が重みを増し、加えて少子高齢化のさらなる進行、若者の流失などによりその状況は一層厳しくなっております。

一方で、「新しいライフスタイルを実現する場としての役割」や、「長寿高齢化社会のさきがけとしての役割」など、過疎地域の新しい意義や役割が明確になってきており、都市との交流を通じて自立的な地域社会を構築することが豊かな生活を実現する上で必要であるとと考えております。

本市においては、これまで交通体系や生活環境の整備、高齢者の保健・福祉の増進、あるいは交流の促進など、総合的に過疎対策を行い、既存集落の適正な維持に努めてまいりましたが、過疎・高齢化が著しい地域もありますので、今後も市民の皆さんの意向を踏まえ、保健福祉サービスやバス交通の確保など、日常生活をささえられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、過疎対策としての集合住宅の設置についてであります。本市でも農家の方が市街地に住宅を移し、通いで農業をされているケースがあり、またいわゆる「団塊の世代」

の大量退職時代を向かえ、夏を北海道で過ごしたいと希望されている方が多いと聞いております。

開発局が新年度から行う「冬季集住・夏季滞在モデル調査」については、厳しい冬を安心して暮らしたいという農家のニーズと、夏の北海道に滞在したいというニーズをマッチさせ、同時に対応しようという北海道らしい発想と受け止めております。

農家の方については、将来本市でも同様な希望が出てくることも考えられ、過疎対策としての「移住・定住」という視点と、グリーン・ツーリズムや「地産地消」「食育」など、都市と農村との「交流」という視点からもこの取り組みを参考にし、注目してまいりたいと考えております。

次に、定住情報窓口についてであります。本市では平成17年度から道の「北の大地への移住促進事業」の登録市町村として、ホームページを通じて移住・定住情報を発信し、この中でその窓口担当者を定めて対応してきております。

この内容に関しては、昨年8月に市内の宅地、建物取引業者の協力により、民間アパート、宅地情報等を追加し、さらに今月ホームページ全体を改善し、まちの魅力や生活情報等を加え内容の充実を図ったところであり、窓口や電話での対応も行っておりますので、この点もあわせて周知に努めてまいります。

今後につきましては、移住・定住の促進を図る上で、民間との連携・協力が不可欠であると考えておりますので、関係団体等と十分連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、観光ランキングと知名度についてありますが、今回「じゃらん」の掲載された内容は、道内、数ある公共温泉の中で、読者から高い評価を得られたものと大変嬉しく思っております。

「じゃらん」は、数ある観光情報誌の中で読者が多く、この情報誌で取り上げられた内容が観光客の動向に影響を与えていることも承知しております。

今回日帰りや宿泊部門の評価に比べ、満足度では残念ながら上位にランキングされなかったことは、景観や提供する食事、また接客・サービスなどが総合的に評価された結果でありますので、今後におきましても利用者の声を生かしながら、食事やサービスの面でも利用者から評価されるよう取り組むとともに、さまざまな機会を通じて美唄の魅力情報を発信し、交流人口の増加に努めて活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、出生率低下についてありますが、少子化の主な要因としましては、晩婚化の進行、夫婦の持つ子どもの数の減少に加え、未婚化の進行などが指摘されております。

国においてはこれらを改善するために、福祉・医療・労働・税制などの総合的な対策を進めてきておりますが、出生率の改善になかなか効果があらわれない状況にあるものと認識しております。

少子化対策はまず、国の有効な施策を整え、その上で都道府県や市町村が地域的な特色や事情に応じた施策を講じていくという、一貫した対策が必要であると考えており、本市においては国や道等と連携した総合的な少子化対策を進めることにより、子どもを生み、育

てやすい環境づくりに一層努めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策についてであります。市では国の子育て支援施策との整合性を図りながら、平成17年3月に次世代育成支援美唄市行動計画を策定し、本市の地域特性を生かし、子どもが健やかに育つ環境づくりや安心して子どもを支援する環境づくりなどを進めることとしており、これまで妊産婦や乳幼児の健康増進、保育の充実、放課後児童対策など、総合的な子育て支援施策を進めているところであります。

今後におきましても、地域社会全体で子育て家族を支援するため「せわずき・せわやき隊」などの子育てネットワークの拡大を図るとともに、育児不安、児童虐待等の解消に向けた相談体制の充実などに努めてまいりたいと考えております。

次に、産婦人科医療についてであります。市民が安心して子どもを産み育てるには、妊娠から出産までの一貫した支援が重要であり、特に産科医療の果たす役割は大きいものと考えておりますが、現在の産婦人科医師の不足は全国的な課題となっているところであります。

本市におきましても、平成16年9月から市立病院において外来診療のみとなっておりますが、妊産婦に対し保健センターと市立病院、さらにはセンター病院である砂川市立病院などと十分連携を図りながら妊娠初期から出産まで一貫した支援をすることにより、安心して子どもを産み育てることができる体制に努めているところであります。

次に、新生児家庭への訪問についてであり

ますが、少子化や核家族化が進む中、育児不安等に悩む家庭を地域社会全体で支援することは大切なことであると考えております。

本市ではこれまで保健師により、1人目のお子さんを中心に親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供などを行っておりますが、新年度からはさらに2人目以降のお子さんが生まれた家庭へも主任児童委員など、子育て経験のある地域の方々と協力し、一緒に訪問することとしております。

市といたしましては、このような子育て経験のある市民との共同により、地域社会全体で子育て家族を支援する体制づくりを一層努めてまいりたいと考えております。

なお、企業の助成支援と格差解消については、商工交流部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 商工交流部長。

●商工交流部長酒巻進君 企業の助成支援と格差解消についてにつきましては、私からご答弁をさせていただきます。

企業の助成支援等についてであります。本市では「美唄市産業振興条例や中小企業等振興条例」において、雇用の創出に対しての助成制度を設けております。

産業振興条例では、工場等の新設や増設に伴い、新たな雇用者が5名以上の場合、新たに採用された雇用者の数に30万円を乗じて得た額が助成され、中小企業等振興条例では、中小企業等が新規に開業または新分野へ進出する事業で新たに雇用が2名以上の場合、開業にかかった経費の50%が助成されます。

次に、雇用の状況についてであります。

毎年 12 月の状況を有効求人倍率で申し上げますと、全国では平成 16 年は 0.93 倍、17 年は 1.03 倍、18 年は 1.1 倍となっており、景気が年々回復し、雇用状況の改善が進んでいる状況となっております。

しかし、北海道では 16 年と 17 年はともに 0.54 倍、18 年は 0.61 倍であり、本市では 16 年は 0.47 倍、17 年は 0.36 倍、18 年は 0.41 倍と多少の回復傾向になっておりますが、依然として求人が伸び悩み、厳しい状況が続いており、雇用面での地域間格差が広がっている状況となっております。

●議長長岡正勝君 11 番古関充康議員。

●11 番古関充康議員 ただいまの市長の答弁で、それぞれ国の制度あるいは道の施策、こういうものがいろいろと関係しているということが、ある程度分かったわけでありまして。そこで、私は 2、3 点についてお伺いいたしたいと思っております。

まず、先ほどの道の道産食品独自認定制度については、大変審査のハードルが厳しいと、このようなことも聞いております。第 3 者の検査機関が、原料は 100%道産品でなければだめと。2 つ目に製造方法などの明示は、はっきりしてくださいと。それから、最近の特に不評であります衛生管理、これについてもきちんとした提示をしてくださいと。食品の独自性、それから食品の審査、食味です、この 5 つの基準にパスしなければ、この認証がされていないと。

また、この認証が受けられれば、全国のデパートだとか、あるいは空港、ホテル、レストラン、これがお墨付きということで、堂々と販売もできるし、ほかとの差別化ができる

と、このように聞いております。

私はこういうものがある反面、いま美唄の市内で、あるラーメン店で食材にこだわった、知事賞を受賞した味噌ラーメンを使用していると、この店が看板を掲げております。なにかこれは、やはりこだわりを強調しながら売っているわけです。味噌ラーメンの売上非常に伸びていると、こういう事例もあるわけです。

また、これは食材をつくる人も、また売るお店も大変売上につながって、一番いいことだろうと、このように私は認識しているわけでございます。

また、過日の新聞を見ますと、ちょっとした思いつきの中で、美唄高校の家庭クラブの部員が、1 月に開かれた第 44 回食生活改善研究活動、「日本人に好まれるしょうゆたち」というテーマでしょうゆを使った主食パン、これらに味付けして活用方法を考えた。これは全国で特別賞をいただいたと、このような記事を見ております。

やはりこれは、食べるほうも、また一般にずっと無関心でいるよりも、お互いに幾らかでもまちの活性化をつなげるために、こういうような取り組み、あるいは提言も必要でないかこのように思っておりますが、これらに対して市長はどのような考えか、お伺いするものであります。

次に、先ほど BDF、要するにバイオディーゼル燃料のことを言うわけでございます。これは簡略で BDF と言っておりますが、植物や廃棄植物を精製してつくる軽油の代替燃料で、ディーゼル車や農業機械などにそのまま使用できる。燃焼時に二酸化炭素を排出す

るが、植物の精製段階に吸収したものを再放出するとみなされ、地球温暖化防止を目指す京都議定書では、排出が0とされております。これ大変難しいわけですから。

それで日本では、ほとんどのこのディーゼル燃料が廃棄植物からつくられていると。大石ではいま菜種などの原料が主流であると。先ほど申し上げたように、廃棄植物から燃料を製造する業者は意外と多いわけでごさいます。

更別のように菜種など植物原料から直接製造するという声は案外少ないと、このように言われております。また、この更別に100ヘクタールまで作付け面積を拡大しながら、年間両方で約1,500トンを生産するという、こういう事例は全国でも初めてだと、また全国一の規模だろうとこのように言われておりますし、規模も全国最大の規模と、ここに評価されております。

また、原料も菜種を十勝管内以外からも買入れる考えであると聞いていますし、ある報道ではもう最近バイオ燃料の原料となっているとうもろこし、穀物の国際価格が急騰していると。大石などにおいては、ガソリンや軽油に代わるバイオ燃料の利用が急速に伸びているために、この影響が出ていると、このようにさえ言われております。

いま日本でも、食用油が値上がりしてきているわけでありまして。今後は、このバイオディーゼル燃料は、国内の各地で生産を検討されていると、こういう記事も出ております。

私は当市においても、先ほど言ったように余り農家の取り組み状況も把握しておりませんが、よく空き地やそういう休耕地があると

思いますが、これらから利用しながら、取り組む価値観があるのではないかと、このように思っておりますので、再度お伺いしているわけでありまして。

次に、この防災時の設備調達について、若干またお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、暖房設備の96%備えられていても、発電機、要するに自家発電の装置がないということで暖房が取れない、また水洗トイレもない。水洗であれば電気がなければ流れないので使えないと、このように危惧しているわけでありまして。

名前を申し上げて申し訳ないですが、隣の岩見沢市では、この2月28日、この間です。建設リース会社と災害時の協定を結んだとしております。内容は仮設トイレ、ポータブルの暖房器具、発電機の優先調達。これらを結び、有事に備え整えたとしております。また、協会等とも協定を結び、有事があるときの強化に取り組んだとしております。また、道の防災課と岩見沢市の取り組みは、市町村単位では先進的なこととも評価されております。

これらにつながって、岩見沢市は普段使用しない機材も余分に蓄えることはないのだと、こういう利点があると。機械の運送についても協定していれば、マニュアル化させておけば、どこの場所に誰が何をと、指示がされなくても機能的に果たせる仕組みをつくってあると、このように言われております。また、日常においては大型店だけでは混雑する、その調整も日々の機能を果たせるコンビニエンスストアに協定もすでに結んでいると。

災害時は、これらが一斉に機能することに二段構えに対策を取っていると、このように

報じられております。

また、4、5日前ですか、それとも2、3日前ですか、道新で岩見沢市が災害時に災害者支援を行う、災害ボランティア事前登録を開始すると、このように報じております。

募集するのは、避難所の手伝い。これは一般分野です。また、医療、通訳。理美容です。こういう専門分野では、いざのときに、円滑な救助活動を目指すために、岩見沢が想定している一般分野の活動内容が、1として、被害住民の安否の確認。2つは炊き出し。あるいは洗濯、避難所の手伝い。3つとして、物資の仕分けや配布。4つとしては引越しの手伝い。5としては障がい者、高齢者のサポート。6つとして話し相手、子どもの遊び相手などあります。また、専門分野では医療救護です。介護補助。通訳や外人の支援。土木建設作業。運送。清掃。理美容。ペットの世話、このようになっております。また、登録も個人、団体及び年齢の制限がないこと。このように報じられています。

また、皆さん目にしたと思いますが、今朝の新聞でもこの災害の問題で多くに報道されています、これはカラオケボックスです。これらも出ております。不燃性のカーテンの防災入織は55%もあると、そのように報じられております。

このような状況で当市においてはこの設備調達の、どのように進んでいるのか。また、協定もされているとは思いますが、どのような状況で進んでいるのか、これらの考えについてお伺いするものです。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 古関委員の質問にお答え

します。

初めに、食品開発等への支援についてであります。市内の団体やお店が取り組んでいることがお客さんに支持され、また、高校生のアイデアや研究が評価されたことは、私としても大変嬉しく思っているところであります。

これまでもJA美唄の女性部が取り組んでいる味噌づくり等に支援してまいりましたが、今後におきましてもこのような活動に対しては市としても協力していく考えであります。

次に、バイオディーゼル燃料についてであります。ディーゼル車の代替燃料として廃食用油や菜種油を利用しBDFを製造することは地球温暖化の防止や循環型社会の形成等につながるものと考えております。

市といたしましては、道経済部資源エネルギー課から廃食用油からBDFを製造するプラントは全国で実用化されているものの、経済性や原料供給の安定性などの課題などが提起されていること、またBDFの製造に当たっては企業などの協力が不可欠であることから、今後商工団体などとともに、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市の災害応援協定についてですが、これまで農業協同組合や市民生協と水や食料など応急生活物資などについて、美唄郵便局とは避難所における臨時郵便差出箱の設置や広報活動などについて、美唄市医師会、美唄市歯科医師会、美唄市薬剤師会とは救急救護や医薬品の調達について。また、北海道等とは北海道市町村相互の応援を円滑に行うため、協定を締結しております。

最近では昨年12月に美唄建設業協会と災

害時の資機材調達や人材の活用などを目的に災害協定を締結、また、北海道コカコーラやコンビニ3社と北海道が災害時の飲料や食糧供給のため防災協定を締結、道内各市町村においても同様の支援を受けられることとなっております。

今後におきましては、先進事例を参考としながら、資機材の調達方法やボランティアの育成などを検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

---

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

---

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） 2007年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長及び教育長に質問いたします。

昨年末のNHK紅白歌合戦で歌われて、日本国中の注目を集め、CDが爆発的に売れているという「千の風になって」。クラシックのテノール歌手秋川雅史さんの包容力のある心地よい歌声が、大きなスケールの曲と絶妙な調和をしています。聞いた人みんなそれぞれが、心の奥底に大切にしていた、いまは亡き人が秋には光になり、冬には雪になり、朝には鳥になり、夜には星になり、身の回りにいて千の風になって大きな空を吹き渡っているというこの曲のもたらすメッセージは、日本

人になじみの深かった、死後、茶毘に付されて骨となって墓に入るといった暗いイメージというものを、新しいイメージとして覆してくれたといっても過言ではないと思います。

この原詩は作者不詳の詞。大切な人の死、追悼の場で読まれてきました。アメリカでも、9.11同時テロで亡くした父親を偲び、11歳の少女が朗読し、人々の胸を打ちました。日本では03年、作家の新井満さんが訳し、作曲。新井さんは「この曲のヒットはそれだけたくさんの方の大切な命が失われていることの証。そのことを重く受け止めて歌ってほしい。」と秋川雅史さんにおっしゃったそうです。私もこの曲を耳にするたび、命の尊さを胸に刻んでいこうと思っています。

質問に移ります。

1点目は、労働環境の改善についてです。この問題については、16年の第1回定例会、17年第2回定例会でもお聞きしています。

1点目は、超過勤務の実態と超過勤務に対する基本的な考え方についてです。超過勤務が一番多い職員についても教えてください。

2点目は、有給休暇の取得状況についてです。部署別に教えてください。また、有給休暇に対する基本的な考え方についてもお聞きいたします。

3点目は嘱託職員、臨時職員についてです。部署別人員と、職員に対する割合、採用の仕方と採用の考え方についてお聞きいたします。

大綱の2点目は、福祉行政についてです。

少子高齢化といわれますが、第1点目には本市の高齢化についてお聞きいたします。過去5年における高齢者数について、前期高齢者、後期高齢者に分けて教えてください。ま

た、介護保険の認定者の推移についてお聞きします。

昨年 of 制度改正で新たに区分されることになった要支援1、2の人数についても教えてください。数字を考慮に入れながら、本市の高齢化について、どうお考えになるのか、市長のお考えをお伺いします。

2点目には、高齢者に対する虐待についてお聞きします。最近では千葉県浦安市の無届有料老人ホームの入居者虐待や、家庭内で介護が必要な家族に対して介護をせずに放置し、死亡させてしまったなど、痛ましい虐待が後を絶ちません。本市において在宅、施設別に虐待の事例の報告があるのかどうかお聞きいたします。

第3点目には、市内の施設の入所状況についてお聞きいたします。各施設ごと、入所状況をお知らせください。

大綱の3点目は、公共交通サービスについてお聞きいたします。

第1点目は市民バスについてです。初めに、過去5年間の利用状況についてお聞きいたします。

次に、3月1日の市政執行方針で、市民バスについて予約運行の実施や路線の一部見直しを行うと述べていらっしゃいますが、具体的にどのようにするのかお聞きいたします。

第2点目は、JRについてです。旭川の病院への通院にJRを利用される方から、札幌美唄間は格安なSきっぷがあるのに、美唄旭川間にはなくて、それでも普通に特急利用往復より安いからと、札幌旭川のSきっぷを買っているが釈然としない。JRの設定に無理があるので、ぜひ美唄旭川間のSきっぷをつ

くってほしいとの要望が寄せられました。私もJRに問い合わせましたが、利用者も少なく設定していないとのことでした。

市長としてぜひJRに要望してほしいと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

大綱の4点目は、教育行政について教育長にお聞きいたします。

その第1点目はいじめについてです。本市におけるいじめの実態はどうなっているのか、昨年と比較をしながら教えていただきたい。また、滝川市の事例から学ぶべき点をどのように捉えているのかお聞きいたします。

第2点目は4月に予定されている全国一斉学力テストについて、実施内容や本市の対象人数についてお聞きいたします。

第3点目は学校給食についてです。3月1日の教育行政施行方針の中、教育長は学校給食につきましては、地元産米や無・低農薬野菜など、新鮮な食材の活用や徹底した施設衛生管理を行い、安全で安心できる手づくり給食の提供に努めてまいりますと述べておられます。この点はとても重要だと私も感じています。

第1点目には、食材の地元産品の活用状況についてお聞きいたします。

第2点目には、給食費未納の問題です。本市の実態や対応、滞納金額についてお聞きいたします。

第4点目は、トイレの環境改善についてです。これまでも、私は一般質問の中で、何度もトイレの環境改善を取り上げてきました。どのように改善されたのか、具体的に教えてください。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問  
にお答えします。

初めに、職員の超過勤務の状況と、超過勤務に対する基本的な考え方についてであります。平成17年度の部署別超過勤務の状況につきましては、総務部3,676時間、759万6,000円。市民部4,319時間、933万9,000円。保健福祉部6,876時間、1,523万円。経済部1,862時間、386万8,000円。建設部3,540時間、831万7,000円。会計課437時間、120万3,000円。議会事務局259時間、65万7,000円。農業委員会事務局70時間、9万8,000円。選挙管理委員会事務局53時間、16万9,000円。監査事務局73時間、21万6,000円。教育委員会1,606時間、400万1,000円。消防8,435時間、2,060万2,000円。市立病院5,956時間、1,481万3,000円。水道部1,962時間、466万4,000円となっております。なお、年間の超過勤務時間が最も多い職員は、土木課の職員で383時間となっております。

次に、超過勤務に対する基本的な考え方があります。超過勤務につきましては、近年電算化等による業務の効率化などにより、減少傾向が続いております。現在、恒常的に超過勤務をしている部署はありませんが、超過勤務の命令に当たっては職員の健康管理や業務の一層の効率性を図り、超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、有給休暇についてであります。平成17年の部署別有給休暇の平均取得日数につきましては、総務部9.2日、市民部10.9日、保健福祉部11.0日、経済部11.9日、建設部12.1日、会計課14.8日、議会事務局6.5日、農業委員会事務局11.3日、選挙管理委

員会事務局10.1日、監査事務局14.1日、教育委員会12.7日、消防15.1日、市立病院9.5日、水道部13.4日となっております。

次に、有給休暇に関する基本的な考え方についてあります。有給休暇の取得につきましては、職員の健康保持・増進や、能率的な業務を遂行する上において必要があるものと考えております。

このため、引き続き事務の簡素・効率化による事務能率の向上を図るとともに、有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員及び臨時職員についてあります。各部署の嘱託職員及び臨時職員の部署別人数と総職員数に対する割合について申し上げます。平成18年4月1日現在で申し上げますと、総務部嘱託職員6人で11.8%、臨時職員2人で3.9%。市民部嘱託職員7人で10.9%、臨時職員6人で9.4%。保健福祉部嘱託職員16人で15.2%、臨時職員32人で30.5%。恵風園・恵祥園嘱託職員22人で36.1%、臨時職員17人で27.9%。商工交流部嘱託職員3人で14.3%、臨時職員2人で9.5%。農政部嘱託職員1人で2.2%、臨時職員25人で54.3%。都市整備部嘱託職員3人で4.3%、臨時職員5人で7.2%。会計課嘱託職員1人で16.7%。病院嘱託職員41人で22.4%、臨時職員19人で10.4%。農業委員会事務局臨時職員1人で16.7%。教育委員会嘱託職員23人で16.4%、臨時職員55人で39.3%。消防嘱託職員4人で7.5%となっております。

次に、採用の考え方についてあります。原則公募とし、嘱託につきましては業務の特殊性から専門的知識等を有する人材が必要な

場合に、「美唄市非常勤職員取扱要綱」に基づき任用しております。

任用条件としましては、任用期間は1年以内で、原則年齢が63歳未満の市内居住者としておりますが、業務内容の特殊性から人材の確保が困難な場合などは、引き続き任用できることとしております。

また、臨時職員につきましては、職員の退職等に伴う欠員補充や、短期間に業務量が増大する場合に、「美唄市臨時職員取扱要綱」に基づき任用しております。

任用条件としましては、任用期間は6カ月以内で、それぞれの任用区分に応じて決められた期間において更新可能となっており、原則年齢が65歳未満の市内居住者としております。なお、職務内容の特殊性から人材の確保が困難な場合などは、嘱託職員と同様、引き続き任用できることとしております。

次に、福祉行政について、高齢者の実態についてであります。過去5年間の10月1日現在の高齢者数と高齢化率について申し上げますと、平成14年は前期高齢者4,461名、後期高齢者3,662名の合計8,123名で、高齢化率は26.6%。平成15年は前期高齢者4,419名、後期高齢者3,823名の合計8,242名で、高齢化率は27.3%。平成16年は前期高齢者4,386名、後期高齢者3,956名の合計8,342名で、高齢化率は28.0%。平成17年は前期高齢者4,287名、後期高齢者4,110名の合計8,397名で、高齢化率は28.7%。平成18年は前期高齢者4,264名、後期高齢者4,205名の合計8,469名で、高齢化率は29.5%となっております。

また、介護保険認定者数について申し上げ

ますと、介護保険制度がスタートした平成12年度末では、認定者数は874名で、高齢者に占める認定者の割合は11.3%。平成15年度末では認定者数1,318名で、認定率は15.9%。平成19年1月末では認定者数1,489名で、認定率は17.4%となっており、このうち要支援1は269名、要支援2は148名の方が認定されております。

本市の高齢化が全国平均よりも10年以上先を進んでいる中で、高齢者の方々がいつまでも健康で生きがいを持って生活していただくため、介護予防事業など、他市町村に先んじて取り組んできたところでございます。

今後も市における重要施策として、地域における支え合いにより、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、地域包括ケア体制の推進など、福祉のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の虐待についてであります。施設内介護の虐待については、現在まで報告は受けておりません。また、家庭内虐待につきましては、今年度開設した市の地域包括支援センターにおいて、家族が大声を出したり小突いたケース、年金を本人に渡さなかったケースなど6件の相談があり、警察や居宅介護支援事業所、介護保健サービス提供事業者など、関係機関と連携し、問題解決に向けた対応をしてきているところでございます。

次に、公共交通サービスについて、市民バスの利用状況についてであります。東線では平成14年度12万3,492人、15年度11万6,978人、16年度10万0,952人、17年度8万8,530人、18年度は見込で9万9,013人となっております。

次に、西線では平成 14 年度 1 万 4,866 人、15 年度 1 万 5,253 人、16 年度 1 万 4,023 人、17 年度 1 万 2,298 人、18 年度は見込で 1 万 1,475 人であります。

なお、平成 18 年度東線利用者の増加につきましては、JR や中央バスの接続時間の調整や、生協を中心としたショッピングセンター開業に対応したダイヤ改正を行うなど、利用者の利便性の向上を図った結果、増加したものと考えております。

次に、予約運行についてであります。効率的運行を図るため、おおむね 3 時間前までに利用者からバスに乗車する旨の連絡をいただいた場合に運行するもので、西線では茶志内・中村線及び上美唄・元村・中美唄線の最終便、東線では盤の沢本町からスキー場間の冬期間を除く期間について実施してまいります。

路線の見直しにつきましては、利用者の少ないアルテピアッツァから入初橋間を廃止するものであります。

市民の足を確保するという公共交通機関として、今後とも効率的運行や定期乗車券の車内予約販売など、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

次に、JR の運賃設定についてであります。現在 JR 北海道の自由席往復割引きっぷ「S きっぷ」については、美唄・旭川間のものがないため、ご質問にあったように普通運賃と自由席特急券の合計額よりも割安である、札幌から旭川までの S きっぷを利用されている方が多いと聞いております。美唄・旭川間の S きっぷにつきましては、利用者数の問題があり難しいと聞いておりますが、JR 北海

道にそのような要望があることをお伝えいたします。

なお、施設の入所状況につきましては、保健福祉部長から答弁いたします。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 施設の入所状況につきましては、私から答弁させていただきます。

施設の入所状況についてであります。市内の特別養護老人ホーム恵祥園は定員 59 名、コミュニティーホーム美唄は定員 80 名、しろした・花田両病院の介護療養型病床は合計で 119 名、なかまど・アルメリアの両グループホームは合計で 36 名、ケアハウスハーモニーは定員 50 名、養護老人ホーム恵風園は定員 10 名。いずれも現在満床となっております。

施設の待機状況については、恵祥園が 87 名、恵風園は待機が 0 名となっており、他の民間施設は 3 名から 30 名程度と聞いております。

なお、恵祥園 87 名の待機者の内容につきましては、在宅 7 名、病院 25 名、老人保健施設 39 名、その他施設 16 名となっており、複数の施設に申し込みをしている方もおられます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇）吉岡議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本市における「いじめの実態」についてであります。今年度、現段階において学校がいじめと認識し、対応した事例は 4 件報告されております。

平成 17 年度が 1 件の報告でありますことから考えますと、いじめは「どの学校でもどの子にも起こり得る」問題であるという危機

感が学校や保護者等に十分認識されてきた結果と受け止めております。

また、児童生徒及び保護者から学校及び市教委へ「悪口」「無視」などいじめの前兆と思われる事柄に関する相談事例も増えており、いじめの早期発見に向けた取り組みの必要性が、家庭及び学校等に浸透してきているものと考えているところでございます。

また、滝川市で発生しました極めて痛ましい事件を受け、教育委員会といたしましては日頃から積極的に学校の実情把握に努めるとともに、いじめに関する学校からの報告や保護者等からの相談があった場合、当該学校への支援や当該保育者等への対応について万全を期すことが重要であると改めて感じたところでございます。

また、学校現場では他人の痛みを理解できるような教育的指導の徹底を図ること、いじめられている児童生徒については徹底して守りとおす姿勢を日頃から示すことなど、継続的かつ総合的な指導を行うとともに、日頃から児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者と情報の共有化を図ることが重要であります。

いずれにいたしましても、いじめの根絶に向けた取り組みが、すべての教育関係者の連携のもと、より一層徹底されるよう最善を尽くしてまいります。

次に、平成19年度全国学力・学習状況調査についてでございますが、これは「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善

を図る」ことを目的として、4月24日、全国一斉に実施されるものでございます。

調査の対象となる児童生徒につきましては、本市におきましては小学校第6学年230名及び中学校第3学年250名であり、調査対象となる教科はいずれも国語・算数、数学の2教科でございます。また、両学年とも学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問調査もあわせて実施することとなっております

次に、学校給食について、食材の地元生産品の活用状況についてであります。米飯につきましては週平均3.5回提供しており、100%美唄産の「ほしのゆめ」を使用し、購入先は市内各農協から仕入れをしております。

野菜類につきましては、端境期以外は地元の、無・低農薬有機農産物栽培グループ「みらいグリーンズ」等の協力を得て購入しており、その使用量につきましては、全体使用量の約20%となっております。

なお、調味料を含めた食材等、全体の購入割合は、大量購入の関係から業務用に依存しなくてはならないため、市外の手業者から調達している実態となっておりますが、市内が約60%、市外が約40%の状況となっております。

次に、学校給食費の未納金についてでございますが、給食費は保護者から学校へ、学校から学校給食運営協議会へと納められることになっております。学校から学校給食運営協議会に納入される給食費についての未納はありませんが、保護者が各学校に納める給食費については実態として小中学校それぞれ3校合わせて6件に未納金が生じております。

件数金額につきましては、平成 15 年度では小中学校 58 件、229 万 5,111 円。平成 16 年度では小中学校 50 件、184 万 9,261 円。平成 17 年度では小中学校 26 件、155 万 8,738 円となっております。

次に、未納金の対応であります。各学校が徴収する給食費につきましては、未納金が生じないように、金融機関の振込みの徹底、経済的に困難世帯へは就学支援制度などの活用の周知、未納世帯へは文書での督促及び電話による催告等を行い、未納金の解消に努めているところでございます。

次に、トイレの環境改善についてでございますが、市内小中学校における洋式便座の設置率についてですが、小学校では 27.3%、中学校につきましては 24.5%となっております。トイレの洋式便座化は、各家庭におきましても一般的になっていることから、子どもたちが使い慣れている洋式便座への改修は必要なことと考えており、平成 19 年度におきましては、一部小中学校において改善に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、学校別の洋式便座設置率につきましては、教育部長から答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 教育部長。

●教育部長阿部稔君 各学校の洋式便座の設置率につきましては、私から答弁させていただきます。

洋式便座の設置率についてでございますが、小学校では中央小学校 34.5%、東小学校 27.3%、峰延小学校 13.3%、光珠内中央小学校 33.3%、南美唄小学校 27.8%、東栄小学校 20.0%、茶志内小学校 16.7%、西美唄小学校 23.1%となっております。

中学校では美唄中学校 11.1%、峰延中学校 66.7%、南美唄中学校 50.0%、東中学校 7.4%、茶志内中学校 25.0%、西美唄中学校 25.0%となっております。

●議長長岡正勝君 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

超過勤務についてですが、市長のご答弁は業務の電算化に伴い減少傾向にあるというお話だったのですが、私は平成 17 年の第 2 回定例会においても同じ趣旨の質問を桜井市長にさせていただいていますが、そのときのご答弁で、今後超過勤務については庁内会議や職場会議など、さまざまな機会を捉え、超過勤務の適正な管理について周知徹底を図るとともに、一斉退庁日の実施などに努めてまいりますということでした。

あれから約 2 年経っていますが、どのような形で職員に周知徹底されたのか、また一斉退庁日というものは、何回設けられたのか、お聞きしたいと思います。

それと、6 日の毎日新聞だったのですが、嘱託職員、臨時職員の話にからめてですが、気になる記事があったので、ご紹介したいと思います。

その 1 点目が、二極化日本の労働市場ということで、日本の労働市場で長期雇用が保証されている正社員と、パートや派遣などの非正規社員の二極化が進行していると。かつての非正規社員は、主婦による家計補助的パートなどが多かったが、最近では自らが生計の担い手である女性や、企業の正社員採用が少なかった就職氷河期の若者層などが占め、正社員を希望しつつも非正規社員で我慢をしてい

る人が多い。正社員並に働いても、生活保護水準以下の給料しか稼げないワーキングプアの問題があるが、非正規社員の場合、雇用改善や賃上げを経営側に要求する労働組合も余り頼れず、放置がちな状況にあるとあります。これを、非正規社員のところを、ここを美唄の嘱託職員、臨時職員と読みかえても当てはまるのではないかなという記事です。

もう1つの記事が、同じ日ですが、ユニクロ2,500人を正社員化。カジュアル衣料大手のユニクロは5日、転居を伴う転勤をしなくていい正社員制度を4月1日付で導入し、パートや契約社員など約2万2,000人いる非正規社員のうち約2,500人を今後1年程度かけて正社員に登用すると発表したとあります。

こういったいま社会全体でこの正規雇用、非正規雇用の問題が非常に大きくなっています。いま先ほど伺いましたが、美唄市においては嘱託職員は1年、臨時職員は基本的に6カ月と時間が限られているとおっしゃいましたが、実際には長期にわたり再雇用されている嘱託職員や臨時職員の方が多く見受けられていると私は考えます。

嘱託職員、臨時職員の平均雇用期間と長期継続では1番長い人で何年ぐらい雇用されているのか、また長期にわたり働いているという点での賃金での反映は図られているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、福祉行政ですが、先ほどのご答弁にありました要支援1、要支援2に昨年認定が変わった方から、従来のサービスが制限されて使えなくなってしまったという声が聞かれているのですが、利用者からはどのような声が上がっていますでしょうか。そして、

それにどのように対応されているのでしょうか。美唄市が設置しているというオンブズ委員会への苦情の申立はあったのかどうかお伺いいたします。

それと、養護老人ホームの恵祥園ですが、市内に唯一の施設で現に110の方が生活されているということで、それぞれ違った人生を歩んできた人たちが、恵風園という1つのコミュニティを形成する、1年365日ほとんど生活をともにしているのですから、トラブルが起こることも多いのではないかと思います。

そんなときに、問題解決に相談にのってくれる相談員。何人いらっしゃいますか。中に住んでいる方から、増員してほしいという声がありますが、どうお考えでしょうか。特にここは、見てもわかるのですが女性が圧倒的に多い場だと思うのですが、その女性の多さという点で、どのようになるのかお伺いしたいと思います。

それから公共交通サービスについてですが、いま市民バスについて伺いましたが、正直に言ってギリ貧の状態なのかなと思っていましたが、東線については利用者がふえているということで、今後いろいろな面での見直しを図って、ぜひ利用者の増加に努めていただきたいと思うのですが、利用者の年齢を見ると、私もよくコアのところで乗り込む方見かけるのですが、高齢の方が非常に多いのではないかなと思うのです。あの市のバス、普通のバスですから、高齢の方にとってはステップが非常に乗りにくいのではないかと思います。他の自治体でいろいろ伺いますと、バスが沈み込んでいく低床バスですとか、それか

ら昇降機付きのバスとか、いろいろ工夫してらっしゃるところもあるのですが、本市においては高齢者に向けての市民バス、何か改善する予定とかありますでしょうか。

また、昨年試験運行されていましたが宮島沼への路線ですが、今年の春はどうするのか、具体的な計画があれば教えてほしいと思います。

それからJRについてですけれども、桜井市長は市政執行方針の中で、文化と交流のまちづくりで市内の地域資源やイベントを有効に結びつけ、交流人口の増加を図ってまいりますと述べておられます。

私は旅行業者でも何でもないので、美唄には東明公園、アルテピアッツァ、宮島沼、旭川にはかの有名な旭山動物園、三浦綾子記念文学館いろいろな名所があると思うのです。両市の市長が声を合わせて、同じようにSきっぷの設定をJRの方に働きかけて、いろいろな観光の資源をセットとした形でもいいですし、どんな形でも声を上げて実現していただけたらいいのではないかなと思っています。

それから、教育長に伺いますが、昨年末に道教委が実施したいじめの実態報告が、中間報告がされていましたが、美唄に関しての結果の公開などはあるのでしょうか。また、教育委員会がいじめに伴って各学校への支援を行うとありますが、どのような支援なのでしょう。

それと、いじめに関してはスクールカウンセラーの活用ということが言われていますが、本市においてはこのスクールカウンセラーをどのように活用しているのかお聞きしたいと

思います。

それから、4月に行われる全国一斉学力テストについてですが、保護者にはどのようにこの学力テストについて周知されるのでしょうか。

それと、この学力テスト、非常に問題があって、特に個人情報の問題では大いに問題があるのではないかと日本共産党の石井議員が衆議院の文部科学委員会で追及しています。特に、この全国一斉テストを扱う業者が、小学校は進研ゼミで知られるベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータが担当すると。質問用紙が配られ、子どもたちは学校名と個人名を書いて提出するとあります。

いま非常に個人情報の保護が騒がれている中、全国一斉だからといって盲目的に書いてくださいというようなことを、いま親御さんに明らかにした場合、拒否される方もいらっしゃるのではないかなと思うのです。もちろん私も自分の子どもがこういうテストを受けるということになったら、受けるのは結構ですが個人情報は出したくないと思うのですが、そういった親御さんがいらしゃった場合は、どのようにするのか。

それと、この学力テストは当然結果が出てくることですが、この学力テストの結果の扱いについては、もうすでに公表されているところがあるのです。それは東京ですが、東京都では一斉学力テストの結果が公表されて、加えて学校選択性を取るところでは学校が点数で序列化され、点数の高い学校に生徒が集中するという事態が起きている。

学力テストで上位になるため、各学校では授業時間が際限なくふやされ、朝学習、放課

後学習、土曜日はサタデースクール、夏休みはサマースクール、冬休みはウインタースクールと子どもは補習付け。遊ぶ時間も遠足、文化祭などの楽しい行事も減らされ、子どもが疲れ果て、保健室が一杯になっていると。

また、序列化されたことで入学希望者が0という学校も生まれ、廃校に追い込まれた学校に通っていた子どもたちの心は深く傷ついたとあります。

私はまずこの一斉学力テストは中止すべきだと考えているのですが、本市においては行うということですが、学力テストへの参加、不参加ということは、家庭や保護者の判断に任せるべきだと思います。また、テストの結果の公表は絶対にすべきではないと考えていますが、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、給食ですが、食材の調達については地場産の農産物を利用するのに苦慮されていることがわかります。

給食費の未納問題では、かつて本市において、学校現場の教員が未納金の補てんを自腹を切って行っていたなどということが耳に入っていますが、こんなことがいまでも行われているのでしょうか。

また、給食費の未納について、文部科学省の調査があったと聞いていますが、本市の未納状況はどのようだったと、その調査に対して報告されているのでしょうか。

それと、トイレに関してですが、一部改善するのご答弁でしたが、具体的にどのようになるのか、わかっているならば教えてください。

いまの家庭のトイレと比較すると、児童生徒にとって、こんなにも学校の設備の落差が

大きい場所はトイレ以外ないのではないかと思うのです。いま本市においては、水洗化が普及し、公共施設にも民間の施設にも温水洗浄便座がふえています。市内の公共住宅でも、私聞いてきましたが洋式化は82%だと言われています。多くの公営住宅が洋式化になっていると思います。

「臭い」「暗い」「汚い」3Kの学校トイレは生まれてからずっと温水洗浄便座育ちの子どもにとっては、相当のカルチャーショックになっていると思います。仏つくって魂入れずのことわざを用いるまでもなく、ただの数ふやしに過ぎない和式から洋式への便座の取替えを、洋式化したという取扱をすることはやめて、快適で児童生徒が安心して使える施設に変えていく必要があるのではないのでしょうか。そしてそれが我々大人の使命ではないのでしょうか。

教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、超過勤務の縮減についてですが、超過勤務の縮減に向けたこれまでの取り組みとしましては、事前命令、事後確認の徹底や週休日の振替等の確保などのほか、一斉退庁日として定めている毎週金曜日と給料日の「ノー残業デイ」の実施などについて周知を図ってまいりました。

また、平成18年1月から徴収業務に従事する職員について、業務の効率化と超過勤務の軽減を図るため、勤務時間の弾力化を図ったところであります。

今後におきましても引き続き事務の効率化

や職員の啓発を通じて超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員、臨時職員の雇用期間についてであります。嘱託職員では平均8年7カ月の雇用期間となっており、最長は28年となっております。臨時職員では平均2年4カ月の雇用期間となっており、最長はパート職員で23年となっております。また、長期継続雇用者への昇給などの制度や、嘱託職員・臨時職の正職員化は考えていないところであります。

次に、新予防給付についてであります。介護保険の基本理念である、自立支援をより徹底する観点から、対象者の範囲やサービス内容を見直すとともに、適切なケアマネジメントを実施し、状態の維持・改善を目指すものであります。

新たに予防給付に認定された方々については、地域包括支援センターにおいて職員が訪問し、制度の説明をした上で、サービス希望の有無などを伺い、対応してきているところでございます。なお、介護保険苦情調整委員会に対しての苦情・申立などはございませんでした。

次に、施設入所者の相談についてであります。平成18年4月から養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、入所者の生活支援ニーズへの対応強化を図るため、女性生活相談員1名を増員し、男性3名、女性1名の4名体制とし、入所者の相談等に対応してきているところでございます。

今後とも施設内の生活問題など、入所者のさまざまな相談に対応できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障がい者についてであります。バスの乗降に際して、高齢の方などで必要な場合には運転手に声をかけていただき、運転手が乗降口に踏み台を設置することで対応することとしております。

次に、宮島沼経由運行についてであります。昨年秋10月7日から16日までの間、試験運航を実施いたしました。天候不順等のため1便平均1.3人の乗車数にとどまりました。今春にも試験運行を4月21日から30日までの間予定しており、期間は限定されますが、バス車内で宮島沼の説明やイベント案内などを行う予定であります。

なお、利用者への周知はなるべく早い時期からバス車内や待合所にお知らせを掲示するとともに、メロディ4月号や市のホームページにも記事を掲載することとしております。

次に、JRの運賃設定についてであります。美唄・旭川間のSきっぷに関しましてはJR北海道に対しまして市民から要望があることをお伝えするとともに、旭川市にも投げかけをしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、いじめについてであります。道教委によります調査は、「いじめの実態や児童生徒及び教職員の考え方等を把握し、いじめの防止、早期発見・早期対応等の指導に役立てること」を目的として、昨年12月に実施されたものでございます。

このうち、早急に対応することが必要な「現在いじめられている」という項目の結果のみが道教委より示されまして、1月に各学校へ

情報提供されているところでございます。

これを受けて、各学校では日常的な児童生徒観察をよりきめ細かく行うとともに、家庭との連携を図るなど取り組みの徹底を図っているところでございます。

また、先ほどの答弁における「当該学校への支援」の具体的な方策についてであります。いじめの問題への対応に当たっては、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者や関係機関との連携のもと情報の共有化を図り対応することが求められていることから、教育委員会といたしましては児童生徒や保護者への対応や指導体制についての指導を行うとともに、北海道公立学校スクールカウンセラー活用事業により、スクールカウンセラーを派遣するなどの支援を行っております。

現在、市内小中学校4校にスクールカウンセラーが派遣されており、いじめや不登校等に対する児童生徒及び保護者へのカウンセリングが行われているところでございます。

次に、学力調査についてであります。児童生徒の氏名等が記載された回答用紙につきましては、個人情報に該当するものと考えられるところでございます。

これにつきまして、文部科学省では、「今回の全国調査については、先ほど申し上げた趣旨に掲げる目的で実施するものでございまして、児童生徒の解答用紙を国に提供することは、この調査の本来の目的で行うものであることから、目的外使用に当たらないものであり、個人情報保護審査会への意見聴取等、特段の手續は必要ないもの」としております。さらには、調査により得られる分析データの

うち、公表する内容を除くものについては不開示情報として取り扱うこととしております。

このようなことから、個人情報などの目的外使用は、現にされないものと考えております。

また、本調査の実施につきましては、実施学年のすべての児童生徒を対象とするものとされており、保護者等への周知につきましてはこの調査の趣旨等について、学校を通してお知らせをする予定でおります。

調査結果の公表につきましては、国全体及び都道府県単位の状況が判るものが公表されることとされており、市町村における調査結果の扱いにつきましても十分な配慮のもと活用することになるものと考えております。

次に、給食費未納者の対応についてであります。学校給食運営協議会が臨時徴収員を雇用し、保護者宅を訪問し、保護者と話し合いの上、分割納付の誓約をしていただき、定期的な納付をしていただくなどしております。こうした努力により、少しずつではありますが、年々未納金が減少している状況にあります。

未納となる原因につきましては、本市におきましても全国平均とほぼ同様で、「保護者の責任感・規範欠如」で払えないのが61%、「経済的な理由」は約36%が主な理由となっております。また、回収額につきましては、平成15年度39万9,700円、平成16年度87万9,746円、平成17年度153万7,333円となっております。

各学校が徴収する保護者の給食費につきましては、今後とも保護者との話し合いを続けるとともに、督促の継続など学校給食運営協

議会と教育委員会が連携を深めながら、適切な未納金の処理について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

トイレのことについてお答え申し上げます。

学校のトイレの改善につきましては、設備の老朽化などを考慮しながら、平成19年度におきまして小学校2校で3器、中学校で1器の改善を予定しているところでございます。

また、温水便座化につきましては、維持管理上の課題もありまして、今後の取り組みの中で調査をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 嘱託職員、臨時職員の件ですが、住民の方から見れば、正規職員も嘱託職員も臨時職員も関係なく、みんな役所の中で働いている人です。

住民サービスを支えているという誇りとやりがいは、非正規職員、いわゆる嘱託職員、臨時職員と言われても、正規職員と同じレベルだと私は感じています。市民サービスの最前線で働き、住民の思いや願いが一番よくわかる立場にありながら、非正規職員だからという理由で昇給や正職員化から除外される。いま伺いましたが、長い方では28年、23年の長期にわたってこちらの方にお勤めになっているというのです。

昇給や正職員化を考えていないと先ほどおっしゃいました桜井市長のご答弁に、いま実際に働いている嘱託職員や臨時職員の皆さんは、どのような感情をお持ちになったのかなと、非常に胸が辛くなって聞いていました。

さっきも言いましたが、日本の雇用形態が

少しずつ変わっていくのではないかと、私はいまユニクロの例を挙げて言いましたが、実は東京の荒川区役所で、非常勤にも昇給制度というような新しい制度ができています。

こういった、今後の雇用形態の変化を予感されるものを敏感に感じ取り、ぜひ美唄の市役所の中でも、嘱託職員や臨時職員の方への正職員化並びに賃金への反映などを検討いただけないか、再度伺いたいと思います。

それといじめに関してですが、先ほどからご答弁の支援とか指導とかのお言葉ですが、私はいじめの対応に当たって、学校の現場に一番必要なのは人の補充だと思います。

現場の先生はとても忙しすぎます。毎日の授業もあるでしょう。それに加えて資料や報告書類の作成など、事務作業に追われているというような状況が私が実際に中学校にPTAで行っているときにも見受けられました。

相談事を持ちかけるのが気の毒なくらい、相談を持ちかければもちろん親身になって相談には乗ってくれますが、それがまた後々業務に支障をきたすのではないかと思われればやはり親も、ああ忙しそうだなと思えば、ここまででかかった言葉は次にしようかな、なんて飲み込んでしまうこともあるのです。このような状態の先生では、じっくりと腰を添えて子どもや保護者の声に向き合いたいと思って、向き合えないのが現実だと思うのです。

そんなパンク寸前の業務の状態の学校現場で、一旦いじめが発生したならば、それは本当に大変なことになると思います。担任や校長まかせではなく、支援というのなら、まず人をふやして、いじめの解決に当たる先生の負担を軽減し、児童生徒や保護者とじっくり

向かい合うための時間を保障する支援をするべきだと思うのですが、教育長のお考えをお聞きします。

また、学力テストに関してですが、保護者への周知時期について、いつ頃になるのか。また、テスト結果については公表しないということをお断言していただきたいと思うのですが、お聞きしたいと思います。

それと、給食費の未納についてですが、先ほどの教育長のおっしゃった数字、これはなぜか非常に文科省の発表した数字と似ています。ほとんど同じです。

私はこの文科省が給食費の調査について、その調査をされたという事務職員の方の、お話がここにあるのでそれを読み上げたいと思うのですが、この調査というのが非常に問題があったのではないかと私はこれを読んで思います。

文部科学省の給食費調査は、2005年度末の時点で「A未納の児童生徒はいなかった」「B未納の児童生徒がいた」のどちらかの回答を求め、さらに「いた」と回答した場合、未納者数を次の原因「1保護者としての責任や規範意識の問題」「2保護者の経済的な問題」「3その他」に分けて記入する内容です。「3その他」の記入欄は1行分もなく、20文字程度で明記せよというのです。私も記入を担当したのですが、実質的には「1」か「2」、責任感や規範意識の問題。それか経済的な問題を迫られる究極の2択調査でした。つまり、未納者本人に理由を尋ねたわけではなく、学校側からどう見ているかを狭い選択肢で聞いた調査だったのです。

仮に年度末に1人、1カ月分の給食費が未

納になっていたとして、回答者が親の規範意識の問題として判断して記入すれば、親の規範意識に問題のある未納者としてカウントされ、全国で累積されていく仕組みです。でも、実際には年度が変わってから納入される家庭もあります。

何よりも問題なのは、未納理由の判断が、回答者に委ねられていたということです。そもそも保護者の規範意識とは何かという判断基準もない中で、マスコミによって流される親の責任論が背中を押します。そんな中で理由がよくわからないときに、規範意識と記入した回答者もいたのではないかと推測しますと、ここの埼玉県の方はおっしゃっています。

先ほど教育長は、規範意識のなさが61%、経済的理由36%とおっしゃいましたが、これは何年の未納について、そしてその未納の件数はどれぐらいで、この判断をしたのはどなただったのか。教育長としてこれが美唄の給食費未納の全体の理由だと断言できるのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、トイレの問題ですが、私は定例会で、4年間で5回質問をしました。それでもなかなかトイレの事情が変わりません。

平成17年第1回定例会で、東川町の小中学校全5校に温水暖房便座を設置するという記事を紹介しました。本市において、和式の便座を洋式に取り替えるという洋式化、それしか進まない原因は一体何だと教育長はお考えですか。

財政の問題でしょうか。それともそのほかの理由、何かあるのでしょうか。そここのところの教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

嘱託職員、臨時職員についてであります。本市においては小さな市役所づくりに向けて、事務事業の見直しや指定管理者制度などの民間活力の導入、さらには人件費の削減や職員規模の適正化を進めており、嘱託・臨時職員の正職員化は困難と考えております。

なお、正職員の採用につきましては、美唄市職員任用規則に基づき、実施していくこととしております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、いじめについてであります。私ども教育委員会といたしましては、今後におきましても各学校において、校長のリーダーシップのもとに教職員が一致協力して、これは1人の先生が背負い込むことなく、組織として一致協力していじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みが充実していくように努めてまいりたいと、このように考えております。

それから次に、学力テストについてありますが、保護者への周知につきましては、あらかじめ学校を通してお知らせすることとしておりますが、具体的な日程についてはまだ確定しておりません。

また、結果の公表につきましては、学校の序列化、過度の競争につながることへの配慮が必要であることから、学校別の結果公表は行わないものと、このように考えております。

それから給食費の未納に関係してでございますが、これは昨年11月に実施された、平成

17年度にかかわります、学校給食費の徴収状況に関する調査におきまして、本市の未納分、未納件数26件の状況を継続して納入の働きかけをしてきた経過を学校及び臨時徴収員からの客観的な判断により分類し、回答したものでございます。

私どもとしましては、先ほどお答え申し上げましたが、経済的困窮な家庭もいらっしゃると思いますので、そういったところには就学支援制度などの活用、こういったことも何度もお話をいたしながら回収について行ってきたところでございますが、そういったこれまでのことを客観的な判断、学校あるいは徴収員が、客観的に判断して数字を出したものでございます。また、今後においても未収金の回収につきまして、学校給食運営協議会と連携しながら解消に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それからトイレの洋式化についてでございますが、具体的な取り組み事例につきまして、東川町のほかにも管内の状況についても情報収集を行ってまいりましたが、これにつきましても、引き続き改善に向けた調査を行ってまいりたい、このように考えております。

これは、民間の会社の調査でございますが、こういった洋式トイレにつきましては中学生ぐらいになりますと、みんなが座る、誰もが座る、そういったトイレについては好まないということもございます。東京の府中市だと思いますが、そういったところにあります。実際洋式化するのは60%から70%ぐらいということで、そういった生徒の意向なども考えなければならないということで、私どもはこういった普及の調査とあわせて、そう

いった子どもたちの意識等についても調べてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 吉岡議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 給食費の未納の理由のことですが、客観的な判断とおっしゃいましたが、教育長はどういった場合に、保護者の規範意識がない。どういった場合に、経済的な問題と認識できるという、これを、例えば調査員かどなたかと共通の判断材料か何かをもたれたのでしょうか。

私が思うには、例えば回収に行きます。たしかにご立派なお家に住んでいらっしゃる方かもしれない。でも中は実は失業中かもしれない。そんなことは徴収に行った方にベラベラしゃべる方もいるし、しゃべりたくない方もいる。また病人を抱えているかもしれない。そういったことはなかなか人には言えないものだと思うのです。どこを持って客観的な判断と、この規範意識のなさ61%、経済的36%というのをおっしゃるのか。

それと、この数字はあくまでも平成17年度、本市未納分26件であって、ほかのものには当てはまらないのかどうか。

この数字だけが一人歩きすると、美唄市においては規範意識のない方がこんなにいる、給食費をこんなに払っていないのかというように、そんな変な逆差別みたいなことが起きてくるのではないかということで、それが心配です。それが子どもにも影響するのではな

いかという心配がありますから、もう1度この点で、この数字はいつのものなのか、それと客観的な判断というのは一体どういうものをもって、客観的な判断とおっしゃるのか、その点について伺いたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 この調査の内容は、あくまでも平成17年度についてでございます。

たしかに年度としては、何年もわたっているわけですが、あくまでもこの17年度を対象として、調査の年次として私どもとしては取り扱ったわけでございます。

また、いま吉岡議員のお尋ねにありますが、たしかにそのとき、そのときの家庭の事情というものは、おありになると思いますし、またそういった個人のことを第三者に対してお話しされない方もいらっしゃるかと、このように思います。

これは、私ども調査員が、やはりその1軒、1軒に当たりまして、その状況、これは一度でそれを判断するわけではございませんし、何度も収納のお願いにお伺いしたときの状況等そういった中から判断すると。これは、自分ひとりということではなくて、学校等にもいろいろお話をしながら判断したということで、そういったことから私どもは客観的に判断したということをお答えしたわけでございます。

いずれにいたしましても、全国からそういったような状況であがってきている数字が、60対30ぐらいの割合になったのかなと、そのように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

8番谷内八重子議員。

● 8 番谷内八重子議員（登壇） 平成 19 年第 1 回定例会において、先に通告してありました大綱 4 点について、市長並びに教育長に質問します。

大綱 1 点目の福祉行政について、1 項目は公立保育所の民営化についてお伺いします。

昨年 9 月の第 3 回定例会の一般質問で、市長並びに教育長に、本市の将来の少子化の動向を見据えた幼保一元化について、また認定こども園含めて検討する時期ではないかという思いから質問いたしました。

市長の答弁では、美唄市 21 世紀まちづくりプラン等との整合性を図りながら、教育委員会との連携のもとに検討してまいりたいとの考えをお聞きしました。また、教育長からは平成 14 年に作成された、美唄市幼稚園教育進行計画では少子化が進む現状の中、将来的には幼稚園教育の中心的な役割を市立幼稚園に担っていただくことにしているが、認定こども園についても新たな課題として検討が必要であると考えているところであるとのことでした。

平成 17 年、18 年と市の多くの事業を指定管理者制度によるところで民間事業を委託しました。無認可保育所もその中の 1 つであります。財政状況は極めて厳しい中であって、少子化そして人口の減少は依然と続き、市が目標とする将来の人口推計目標の 3 万 1,000 人は程遠い感じがいたします。

公立の幼稚園は将来市立幼稚園にお願いする方向との計画であるわけですが、この将来とはいつ頃のことを示しているのか、また、実施時期だと決める規準をはっきり示してはおりません。

いずれにしても、少子化が進む中、また財政の逼迫する中において、公立保育所の民営化を考えていくべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

2 項目めの少子化対策について、1 点目の妊婦一般健康診査費の助成拡大についてお伺いします。

平成 16 年の第 4 回定例会の一般質問で、私はこの質問をいたしました。そのときのご答弁では、全道 208 市町村と社団法人北海道医師会との協定に基づいて行っているものであり、助成の増額は厳しいものと考えているとのことでありましたが、再度質問をさせていただき、市長の前向きなご答弁をいただきたいと思えます。

この度国では、子育て支援事業の予算はこれまで 200 億円でしたが、19 年度予算はこれまでの 200 億円とあわせて約 700 億円になるということで、地方自治体の実情に応じて少子化対策を拡充することができるように、予算が大幅に増額されると聞いております。これまで公明党が主張してきた少子化対策に対する財政措置の拡充に伴うものであります。

産経新聞の 1 月 29 日付の記事には、厚生労働省は 28 日、少子化対策の一環として胎児や母親の健康状態を診断する妊婦検診について、妊婦健診は任意のため、医療保険の適用対象外だが、出産までの受診回数は平均 14 回に上り、出産世帯の負担軽減が課題となっていた。全国平均 2 回分だけが無料となっているが、この分だけ除いても自己負担総額を平均すると約 12 万円で、若い夫婦世帯の負担感は大きい。無料健診が 5 回以上にふえれば、自己負担は 10 万円以下に抑えられるとしている。

厚生労働省では、健康で安全なお産をするためには最低でも5回以上の健診が必要としており、妊娠のごく初期から、36週程度の間、最低5回分を無料化するよう自治体に通知する、健診5回無料を全国基準とする方針で、平成19年度中の実施を目指すという記事内容でした。

昨年空知管内で、子育て真っ最中のお母さん方との子育てミーティングを開催し、懇談の機会を設け、意見をいただきました。経済的な負担が多いことや、出産には病院より医者を選ぶことが大事だと思ったというお母さん。また、出産後母親は退院できても赤ちゃんが退院できない場合について、赤ちゃんは札幌の病院に入院したため、退院後のお母さんは毎日のように母乳を届けなければならず、大変な思いをされた、切実なお話もあり、産婦人科と小児科は併設されていることが、安心して出産できる最低必要な環境だと思いますとか、また、経済的負担から健康診査の回数を減らしているという方もいると聞いております。

出産にはさまざまなケースがあります。母子保健法第13条には市町村は必要に応じ、妊産婦または乳児、もしくは幼児に対して健康診査を行い、また、健康診査を受けることを勧奨しなければならないと、受診することが望ましい健康診査回数として14回程度と考えられております。

いま本市における妊産婦の環境は、産婦人科外来はあっても、本市での出産はできない、サテライト化による砂川市立病院での出産や、他市の民間の産婦人科での出産などと負担が大きいものがあります。本市の少子化対策は

重要施策であり、国の子育て支援対策として今年度中にも助成拡充をされることであれば、本市においても子育て支援対策として、国が勧める5回の無料健診の助成に取り組んでいただきたいと思います。市長のお考えをお伺いします。

3点目の子育て支援について、1つには子育てネットワークづくりについてですが、市政方針の中に、子育て支援として「せわずき・せわやき隊」で子育てネットワークの拡大を図るとありますが、どのようにイメージすればより理解できるのか。例えばどのような方々で構成され、どのくらいの規模のものなのか、この事業の今後の活動内容についてもお伺いします。

次に、2つには子どもの住環境について、子どもの住環境は子育てにはとても大事な1つであると感じたことからこの問題を質問させていただきます。

公営住宅に入居されている場合について伺うのですが、入居してから子どもさんがふえて、また成長する中で、非常に厳しい環境で生活されている家庭からのご相談を受けたことがあります。通常、公営住宅から公営住宅への移行はできないと認識していますが、現実子どもの環境は劣悪でして、この間の子どもの成長の期間を考えると、なんとも言いがたく、どうして早く相談できなかったのかと気の毒でしかたありません。

しかし、相談者は公営住宅から公営住宅へ移ることはできないと、相談することすらしませんでした。友人に話したのをきっかけに相談に来られ、ご本人が申請された経緯があります。

こうしたケースと同様の悩みを抱えた方もまだいらっしゃるよう聞いておりますので、公営住宅に入居した子育て世帯が、出産などで世帯数がふえた場合に、総合的な子育て支援の観点から、福祉などと連携して行政側から積極的に住み替えを勧めることはできないものなのか、お伺いします。

4項目は、障がい者福祉についてお伺いします。障害者自立支援法が昨年施行されましたから、公明党は制度の改正に対し、障害者団体や事業所団体から利用者の負担軽減や事業所の経営支援などを求める声が寄せられ、昨年8月にこの法案を円滑に運用されるための措置を政府に要望しました。

障害者自立支援法の全面施行にあわせて、利用者負担の助成事業をスタートさせ、自立支援システムの柱でもあります、自立支援給付と地域支援事業について、それぞれ利用者の負担軽減を図っている自治体もあります。

そこで、1点目の地域生活支援について、1つは、障害者自立支援法により、障がい者が施設から地域への移行が進められると思いますが、今後、地域生活の場所としてグループホームなどの整備が必要と思われませんが、障がい者の地域移行について、どのように考えているのかお伺いします。

2つには、市町村地域生活支援事業は、法律によって規定されましたが、美唄市ではどのような事業を行うのか、その内容についてお伺いします。

3つには、地域生活支援事業においても、利用者負担が伴うものと思われませんが、美唄市では利用者負担をどう求めるのか、その内容についてお伺いします。

2点目の、就労支援についてお伺いしますが、1つには、美唄市における障がい者の障害別就業状況についてお伺いします。

2つには、障がい者の地域生活移行には、就労支援が欠かせないものであります。現状では、雇用の場も少なく、障害によって雇用されても、また意欲や能力があっても、仕事が続かなかつたり、それによって自信を失うことで、再雇用の場につくことが難しく、自立の道は遠くなります。障がい者の社会自立には、多くの人の支援を必要とし、忍耐強い取り組みが求められます。本市においても、これからの雇用対策について、関係機関の連携を含めどのように行っていくのかお伺いします。

大綱の2点目の、環境行政についてお伺いします。

1項目のさらなるごみの減量化について、7点ほどお伺いします。

家庭ごみ減量化、有料化に向けてこの1月に住民説明会を各地域別に開催されました。3月の広報紙メロディに参加した市民の方々の意見や、それに対する市の考え方などが掲載されました。市民の関心度も高く、およそ700名の方が参加してくださったとお聞きしております。

生活に直接かかわることだけに、有料化に伴うさまざまな心配事、不法投棄がふえると懸念した意見、その処理についての心配や自家焼却がふえるのではなど、その対策について、有料化になる対象のごみについて、町内清掃で出されたごみについての扱い、資源ごみについては将来有料になるのか、有料化の効果と目的、手数料についてなど、ほかにも

意見が書かれておりました。

参加した方の中から、いろいろ説明を受けたが、説明会の最後に、市長から新しいごみ処理場が建設され、その処理場が10年、20年ともつようにごみを減らしたいのですと、その説明が一番わかりやすかったとの声もあります。

ごみ処理には、高額なお金がかかるわけで、その費用の負担は市民1人ひとりに返ってくるわけですので、さらなるごみゼロをめざしていかなければなりません。

そこでお聞きしますが、1つに今年4月より改正容器包装リサイクル法が施行されますが、容器包装リサイクル法の趣旨と、それをどのように捉えているのかお聞きします。

2つには、市民説明会資料の中のごみ減量化に向けた具体的な取り組みの最初の項目に、減量意識の啓発として、ノーレジ袋、マイバック持参運動の促進を挙げておりますが、マイバック、買い物袋持参率を高め、目標値を設定し、レジ袋を削減するために、レジ袋の有料化を進めるために積極的に乗り出している自治体もあるということです。

本市においても、マイバック持参率などを高めるための広報活動や、啓発運動としてマイバックデーなどを設けるなどしてはどうでしょうか。

3つには、日本国内で使われるレジ袋は、年間300億枚、30万トンだそうです。買い物をすれば無料でもらえたレジ袋に、お金を払う時代がすぐそこに来ています。ノーレジ袋運動について、スーパー、事業所と連携してやっていく考えはないのか、お伺いします。

4つには、生ごみの減量化についてですが、

現在可燃ごみと一緒に回収され、埋め立てられています。本市では年間どのくらい生ごみが排出されているのでしょうか、お伺いします。

5つ目は、さらに南空知広域での焼却施設の建設を検討されていることを聞いておりましたが、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会のその後の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

6つ目は、説明会の資料では家庭や事業所で精製した堆肥の利用や飼料の有効活用とはどのようなものか。

7つ目は、有料化がすでに行われております。近隣の市では、生ごみは生ごみ専用の袋を用意していきまして、1人暮らしの高齢者では生ごみはそんなに出ないのに、何日も溜めて出すには、その間悪臭はするし、袋はまだ余裕があるのにもったいないですし、という声から、今年度一部小さなサイズの袋の検討をしようということだそうです。

使い勝手のよい袋のサイズをこうした声なども考慮して、考えていただきたいことや、生ごみと可燃ごみの指定袋を分けるなど、検討してはどうか、この点についての考えをお聞きします。

2項目めは、福祉政策の視点を考慮したごみ有料化についてお伺いします。

ごみ有料化の目的と効果の説明文の中においては、公平性を図るということや、少し出す人も、たくさん出す人も、負担が同じでは公平性に欠けるということで、各種サイズの有料袋を考え、ごみの減量に応じた手数料の負担をすることで、公平化につながるということや、私もそのように思いま

す。

しかし、一方では減量したいと思っ  
てもでき得ないものに、介護で使う紙おむつや、  
新生児についても紙おむつは欠かせないもの  
なのです。減量といっても、減らせるものでは  
ありません。むしろ費用がかさむので、尿  
の場合は干して再利用している方もいるよう  
です。うそのような本当の話です。不衛生で  
もありますが、節約して使っている現状があ  
ります。本市に限ったことではありません。

私は公平性から言えば、特定の人だけ優遇  
するののかという議論にはなるかと思いますが、  
あえてこの有料化の中にあって、特に紙おむ  
つを必要とされている在宅の寝たきりや認知  
症の高齢者と、重度の障害者と新生児に対し  
ての減免措置をお願いしたいと思えます。

ここで、昨年10月にごみの有料化を実施さ  
れた京都市の例を挙げますと、家庭ごみに有  
料指定袋制を導入したのに伴い、紙おむつ使  
用者のいる家庭に12月からゴミ袋の無料配  
布を開始することにしたということ。対象は  
現在市から紙おむつの給付を受けている在宅  
の寝たきりや認知症の高齢者と重度の障がい  
者、さらにその年の4月1日以降に出生した  
新生児のいる家庭にも配布の対象となりました。

京都市では30リットル袋を年間60枚、市  
の職員が直接対象者の自宅を訪問して配布す  
る。申請書類を発送し、申し込んでもらう。  
新生児については、子ども1人につき1回限  
りで、30リットル袋を40枚配る。出生届け  
を出した世帯に、出産お祝いレターを郵送し  
ているそうで、ごみ引換券を同封して、市内  
104カ所の児童館で引き換えてもらう。これ

は、子育て支援を行っている児童館に、足を  
運んでもらうのが狙いだそうです。

本市においては、京都市のような大きな市  
ではありませんので、対象者数はそう多くは  
ないと思いますが、ごみの有料化に伴い、公  
平な市民負担は当然ではありますが、福祉対  
策の視点を考慮した施策をしていただくよう  
強く要望するものです。市長の考えをお伺い  
します。

大綱の3点目の商工行政について、交流拠  
点施設の利用についてですが、1点目はゆ〜  
りん館の開館時には、年間20万人の利用客を  
望んでいたと思いますが、開館以来現在まで  
の利用者状況と、高齢者の利用状況をお伺い  
します。

2点目は、平成18年の7月より、期限付き  
で高齢者60歳以上の市民に対して、「ゆ〜湯  
メイト」会員になると入浴料金が500円で利  
用できるサービスが実施されるようになって、  
利用されている方々から大変喜ばれておりま  
す。

80歳を過ぎたご婦人は大病をされて、術後  
の体調回復のために、土日は混み合うので平  
日毎日通っています。温泉で体を温め、施設  
内を歩くなどを繰り返していることからリハ  
ビリになっていて、とても体の調子もよいと  
喜ばれております。また、足腰が痛くて病院  
に通っていた方は、やはり平日に毎日通い、  
入浴とサウナを繰り返していて、最近では夜  
おトイレに起きることもなく、足腰の痛みも  
和らぎ、大変体の調子がよいなど、温泉の効  
用について聞かれます。また、こうした会話  
を通して、利用者の方々の交流の場となっ  
ています。

高齢者の健康寿命を延ばし、あの分、この分と負担が多くなった高齢者の方にとっては、ささやかな喜びでもあり、市民サービスとして大変喜ばれております。

引き続き継続されて、さらに多くの方に利用していただきますよう、市としても継続できますよう、取り組んでいただきたいと思います。この点についてお伺いします。

大綱4点目の、教育行政について教育長にお伺いします。

1点目は、放課後児童対策についてですが、先ほど同僚議員が同様の質問をされておりますので、重複を避け、質問させていただきますので、ご了承お願いいたします。

1つには、年々子どもの人数が減少する中であっても、放課後の子どもの居場所がない子がふえていまして、先ほどの同僚議員の質問のご答弁の中でも、現在の状況が示されました。

私も、お子さんを抱えている方々から、現在市内の放課後施設では一杯で、利用したいができない状況にあるということが聞かれます。そこで、平成19年度の各施設の申請状況はどのようになっているのかお伺いします。

また、2つには条例で定めています定員を大幅に超えた場合の対応は、どのように考えているのかお伺いします。

2点目は、防犯教育についてお伺いします。災害は、予期せぬときに発生します。緊急時のときの素早い対応には日頃からの防災に関する危機意識や災害に関する知識や、どのように災害から身を守るのかを身近な問題として日常的に学ぶことが大切であると思います。

昨年都市防災推進セミナーに参加しました。

その中の資料説明の中には、世界の災害発生の5分の1が日本であることが述べられておりました。地震国、日本であるためです。特に、平成7年に起こった災害で亡くなられた方は6,482名であり、そのうち阪神・淡路大震災の死者については、関連死912名を含んでおります。

地震、火山、津波、風水害、雪害、その他で尊い命が奪われております。特に、風水害においては、社会的原因として高齢化が挙げられておりました。

本市では、自主防災組織の活動を地域で取り組んでいこうと、自主防災組織を立ち上げている地域が少しずつふえていっています。防災の意識を高め、自分たちの地域は、地域のみんなで協力して守っていこうとするものです。

私たちの地域を見ましても、地域では日中はどちらかというと高齢者はいますが、一方若者は職場や学校など、日中であれば地域にはほとんどいない状況であると思います。防災については、若者や子どもたちにも一緒になって取り組まなければならないと思います。

災害時の救助、避難、避難生活、日頃から自分たちの住んでいる地域の安全についての検証や、情報なども必要ですし、また、災害がいつも我が家にいたときに起こるものではありません。外出先や将来進学や就職で大都会やさまざまな地域で暮らすことにもなるわけですので、取り組まれていくことが大切であると思います。したがって、1つ防災の意識や知識については、世代に継続されていくような取り組みが大切と考えますことから、小中学校での防災教育についての状況と考え

方についてお伺いします。

近頃では、子どもの悲惨な事件、報道を見聞きする中であって、明るいニュースがテレビで報道されていました。陸上部の高校2年生が部活を終えてまちの銭湯に行ってみると、湯船に顔をつけて様子のおかしい高齢者を見つけました。おかしいな、やっぱり様子がおかしいと思い、すばやく湯船から引き上げ、銭湯のご主人に連絡、消防に連絡、救急車を呼び病院へ搬送し、一命を取り留めたという報道がありました。

冷静な判断と迅速な行動や適切な救命活動に対し、消防署から表彰を受けた二人の高校生が通っている学校では、救命講習などを取り入れた学習を、以前より取り入れたとっておりました。

昨日の、北見での列車事故でも、怪我した高校生、一緒に乗りあわせた高校生同士が励ましの声をかけ、救助活動をしていたという報道もありました。

悲惨な事故ではありますが、その中であって冷静に怪我をした方に頑張れ、大丈夫ですよと声を掛け合っている姿を消防士の方が語っておりました。

人を人とも思わない事件があると思えば、こんな子どもたちがいるのだと胸が熱くなるような感動を覚えました。命の大切さや助け合いの大切さなど、防災教育を通して培われるものも大きいと思います。

また、2つ目には関連して学校は災害時の指定広域避難場所ともなっていることもあり、緊急時の対応の備えとしてAEDの導入についても必要と思いますが、考えをお聞きします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、公立保育所についてであります。市内の4カ所の公立認可保育所が、現在110%を超える入所状況で、待機児童が出ないよう、効率的できめ細かな運営管理に努めていくところであり、民営化につきましては現在のところ考えていないところであります。

次に、妊婦一般健康診査の公費負担の拡充についてであります。国の通知によりますと地域の子育て支援の推進のため、妊婦一般健康診査も含めた創意工夫ある地域の子育て支援の充実などを図るための措置であり、その取り組みは自治体の実情に応じて検討するものとなっております。

本市はこれまで、2回分の妊婦一般健康診査と、35歳以上の妊婦に対しては超音波検査の助成を行うなどの支援を行っておりますが、妊婦一般健康診査につきましては道と北海道医師会の契約によりとり進めているものであり、今回の通知を受け、道において契約単価の調整を行っていると同っておりますので、その結果を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてであります。初めに「せわずき・せわやき隊」につきましては、地域の方々が自分たちできることから、子どもたちの見守りや子育て家庭を支援することを目的として、今月末に正式に発足することとなっております。

主な構成メンバーとしましては、老人クラブ連合会や民生児童委員協議会連合会のほか、

児童や青少年にかかわる団体や個人などにより組織され、具体的な取り組みとしましては、子どもの安全などにかかわる活動をしている方々との情報交換や地域住民が散歩や除雪作業などの日常活動を子どもの登下校の見守りなどに生かしてもらおう運動のキャンペーンなどが計画されております。

市としましては、こうした活動の場が広がり、安心して子育てができる地域環境づくりが進んでいくよう、今後ともこのような子育てネットワークづくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の住み替えについてですが、公営住宅に入居している子育て世帯が世帯人数の増加などに伴い、広い住宅への住み替えを希望する場合は、公営住宅法の制度により、公募によらない住み替えが認められているところでございます。

今後におきましても、子育て家庭の意向を十分伺いながら、安心して子育てができる住環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉についてであります。初めに地域生活支援について、現在施設に入所している障がい者の方が、今後障がい程度区分の判定により、地域生活が可能と判断された場合は、支援事業者の新体系移行計画に伴い、平成 23 年度までに自宅での生活やグループホームなどのサービスを利用し、地域生活に移行することとなります。

このうち、市内でのグループホームは知的障がい者を対象とした施設が現在 20 カ所ございますが、今後は支援事業者の事業計画などを踏まえ、今年度中に策定する障害福祉計

画において、地域移行に支障のないよう進めてまいります。

市町村支援事業の主なものでは、必須事業として障がい者相談支援事業、手話通訳者派遣によるコミュニケーション支援事業、居宅生活に必要な補助具を給付する日常生活用具給付事業、外出の際の移動介護を行う移動支援事業などを行い、選択事業としては、成年後見制度利用支援事業、ホームヘルパーを派遣する、生活サポート事業のほか、声の広報発行や手話奉仕員要請などの社会参加促進事業などについて、昨年 10 月から実施しております。

利用者負担については、事業の実施主体の判断によるとされており、市では基本的には障害福祉サービスと同様に 1 割負担をいただくこととしておりますが、一部事業において個人負担を求めないものと、経過的に負担金の軽減を図るなどの措置を講じております。

利用者負担を求めないものとしては、障害者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、社会参加促進事業などであり、移動支援事業は軽減策を講じ、平成 19 年度まで 1 割負担のところ 5% 負担として経過措置を設けたところでございます。

そのほか、日常生活用具給付事業や生活サポート事業などについては、障害福祉サービスと同様に所得に応じた限度額を設定し、負担をいただくこととしております。

これまでの状況では、限度額内の負担にとどまっており、限度額を超えるサービス利用はございません。

次に、就労支援についてであります。美唄市の障がい者の就業状況は平成 18 年 11 月

末現在で、3障害あわせ176名の方が就業しており、障がい者全体に対する就業割合は、7.69%となっております。

就業者数と就業割合を、障がい別で申し上げますと、身体障がい者が37名で2.04%、知的障がい者が134名で38.06%、精神障がい者が5名で4.03%となっております。

今後の就労支援については、これまでと同様に受け入れとなる企業に対し、障がい者雇用への理解を求めるとともに、企業での現場実習や体験学習のほか、地域障害者雇用支援センターでの就業訓練などを活用し、障がい者の特性に応じた就労支援を図ることとしております。

また、新たな取り組みとして、障がい者関係団体や公共職業安定所、商工会議所、農業団体などと市の雇用に関連する部署と協議の場を設け、雇用先に関する情報の共有化を図るなど、関係機関との連携を図り、障がい者の就労促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、ごみの減量化についてであります。本年4月から施行されます、容器包装リサイクル法の主な改正内容についてありますが、小売事業者の容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、消費者に容器包装を有償で提供したり、簡易包装化を推進することなどを定めたもので、ごみの減量化に有効であると考えております。

次に、マイバック持参デー、ノーレジ袋運動についてありますが、これまでも出前ミニ講座や広報紙等でPRに努めておりますが、今後はさらにスーパーや事業所等と連携を図って普及促進に努めてまいります。

また、新たな取り組みとして、昨年末サンアール推進委員が古着を再利用した手づくりの買い物袋の試作展示を行っておりますので、今後も市民へのPRに努めてまいります。

次に、生ごみの回収量についてであります。ごみの組成分析結果での推計値では平成17年度で年間約5,208トンとなっております。

次に、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会での進捗状況につきましては、生ごみを含めた可燃ごみの広域処理を平成24年度から行うこととしておりますが、委託処理も選択肢の1つとして、現在検討を進めているところでございます。

次に、家庭や事業所から排出される生ごみの有効利用についてありますが、市民などを対象に段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化などをPRし、家庭菜園などの有効利用を促進してまいります。

次に、指定袋についてありますが、市民の皆さんのご意見や他自治体の状況なども参考にしながら、世帯構成や排出ごみの種類に応じた市民の皆さんが利用しやすいものとなるよう、指定袋を検討してまいりたいと考えております。

次に、有料化実施に伴う要介護高齢者、重度障がい者で紙おむつ使用者に対しての減免措置についてありますが、美唄市廃棄物減量等推進審議会の答申において、生活保護世帯、3歳未満の乳幼児のいる世帯に対する配慮について意見がありましたが、今後先進自治体の取り組みなどを参考にしながら、負担の公平性を十分考慮し、検討してまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設ゆ〜りん館の利用につ

いてであります、平成 15 年 12 月の開業以来、ことしで 4 年目を迎えておりますが、開業当時から通算し、今年 2 月末現在で 99 万 1,094 人となっております、本年 3 月中には 100 万人の来場が見込める状況にあります。

高齢者の利用状況につきましては、市内外から幅広い世代の皆さまにご利用いただいておりますが、市内の老人クラブ加入者と「ゆ〜湯メイト」会員の利用状況では、月平均の日帰り入浴者数は約 1 万 9,000 人のうち、老人クラブの会員が月平均 1,144 人、「ゆ〜湯メイト」の会員が月平均 1,318 人、合計で 2,462 人で、その割合は 13%となっております。

次に、「ゆ〜湯メイト」についてはお年寄りから大変喜ばれており、会員もふえている状況にあります。また、ゆ〜りん館としてもこのことが利用者確保につながっていることから、今後もこのサービスを継続することとしており、期限を過ぎた場合はゆ〜りん館の受付で更新していただくとしております。

いずれにいたしましても、今後とも高齢者をはじめ、多くの方々から愛される施設を目指すとともに、利用者の拡大に向け努力してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 谷内議員のご質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童の対策についてであります、平成 19 年度 2 月末までの各施設の申請状況は、東地区放課後児童施設は定員数 60 名に対し 75 名、中央小学校区放課後児童施設は定員数 40 名に対し 57 名、南美唄小学校区放課後児童施設は定員数 30 名に対し 22 名であり、東地区及び中央小学地区につきまして

は、定員を大幅に超える申請となっております。

また、定員を超えた場合の対応についてですが、これまでも施設によっては必要に応じて受け入れを行ってきたところでありますが、新年度の申請状況を見ますと、これまで以上に希望者が多く、特に東地区におきましては施設の広さから考えますと、全員を受け入れることは難しい状況となっております。

このため、保護者の要望にできるだけ答えられるよう、受け入れスペースの確保について、学校と協議をしてまいりたいとこのように考えております。

次に、防災教育についてであります、市内全ての小中学校では地震や火災などを想定した避難訓練や、集団下校訓練を毎年実施しており、あわせて通学中の危険回避訓練なども実施しているところであります。

また、学校単位で児童・生徒や教職員、PTA が市の消防本部の協力を得て、救急講習を受講している事例もあり、今後さらに多くの学校で防災に関する取り組みとあわせ、また児童の防災に対する意識の醸成がなされるように努めてまいりたいと考えております。

次に、AED の設置につきましては、突然の心停止を起こした方に対して、高度な専門的な知識を必要とせず、安全かつ簡単に緊急に操作できる有効な機器であるとして、今後関係部局とも連携し、その導入について調査、研究してまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 8 番谷内八重子議員。

●8 番谷内八重子議員委員 自席から 1 点再質問させていただきます。

環境行政について、お伺いします。

先ほど、生ごみの排出量をお聞きしましたら、5,208 トンということで、説明会の資料では可燃ごみの排出量が8,473 トンですので、約可燃ごみの61%が生ごみということで、やはり生ごみの減量化については力を入れていかなければいけないなと思いました。

そこで、先ほどの南空知地域のごみ処理広域化検討協議会の状況を聞きましたが、その中でちょっといまいちはっきりしていないので、本市では平成23年度までの間に生ごみを含む可燃ごみを新しい最終処分場で埋め立てて、24年から広域処理する計画が検討されていると聞いておりましたが、委託処理も選択肢の1つとして、現在検討しているということであれば、新しい処分場を使用せずに、新たな経費をかけて委託処理をしようとしているのかどうか、その点についてお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 生ごみを含めた可燃ごみの処理についてであります。本市としましては平成24年から広域処理をするというような計画でございましたけれども、南空知の協議会等で、この委託処理という新たな部分が出てきておまして、委託処理をした場合、新しい最終処分場の延命が図られまして、将来的な財政負担の軽減が見込まれると、このようなこともありますので、十分この点費用対効果を含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれをもって延会いたします。

---

午後2時54分 延会